取扱厳秘

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託

（討議用資料）

令和3年6月30日

株式会社日本総合研究所

取扱厳秘

今回アジェンダ

６月３０日（水）０９：３０～１１：１５　※オンライン会議

1. 名古屋市からの情報共有など　・・・２０分程度
   ※公募開始までのスケジュールについてお話があると伺っております

2. 公募資料の反映方針、及び公募資料修正確認　・・・５５分程度
   1. 公募スキーム修正・・・協議期間等の残課題（１０分）
   2. 公募要項修正（１５分）
   3. 要求水準・要項別紙３修正（１０分）
   4. 審査基準修正・配点（１０分）
   5. 様式集修正、他資料修正（１０分）

3. 評価員・技術相談員会開催について　・・・５分程度

4. 許認可制度調査　・・・１０分程度
   1. BCJ往訪に向けて

5. 公募PR映像制作方針について　・・・１０分程度

6. 課題棚卸　・・・５分程度

7. その他
   ① 次回打ち合わせの議題について

1. ①名古屋市からの情報共有

名古屋市さま、あればお願いします。

公募開始までのスケジュールについてお話があると伺っております。

開始後のスケジュールも立てました・・・全体として1W遅延しております。

1. ②公募開始までのタスクスケジュール（案） 4月以降

※議会等庁内調整、文化庁説明、障害者団体連絡会への説明とも連動するため、左記条件に応じて都度スケジュール調整

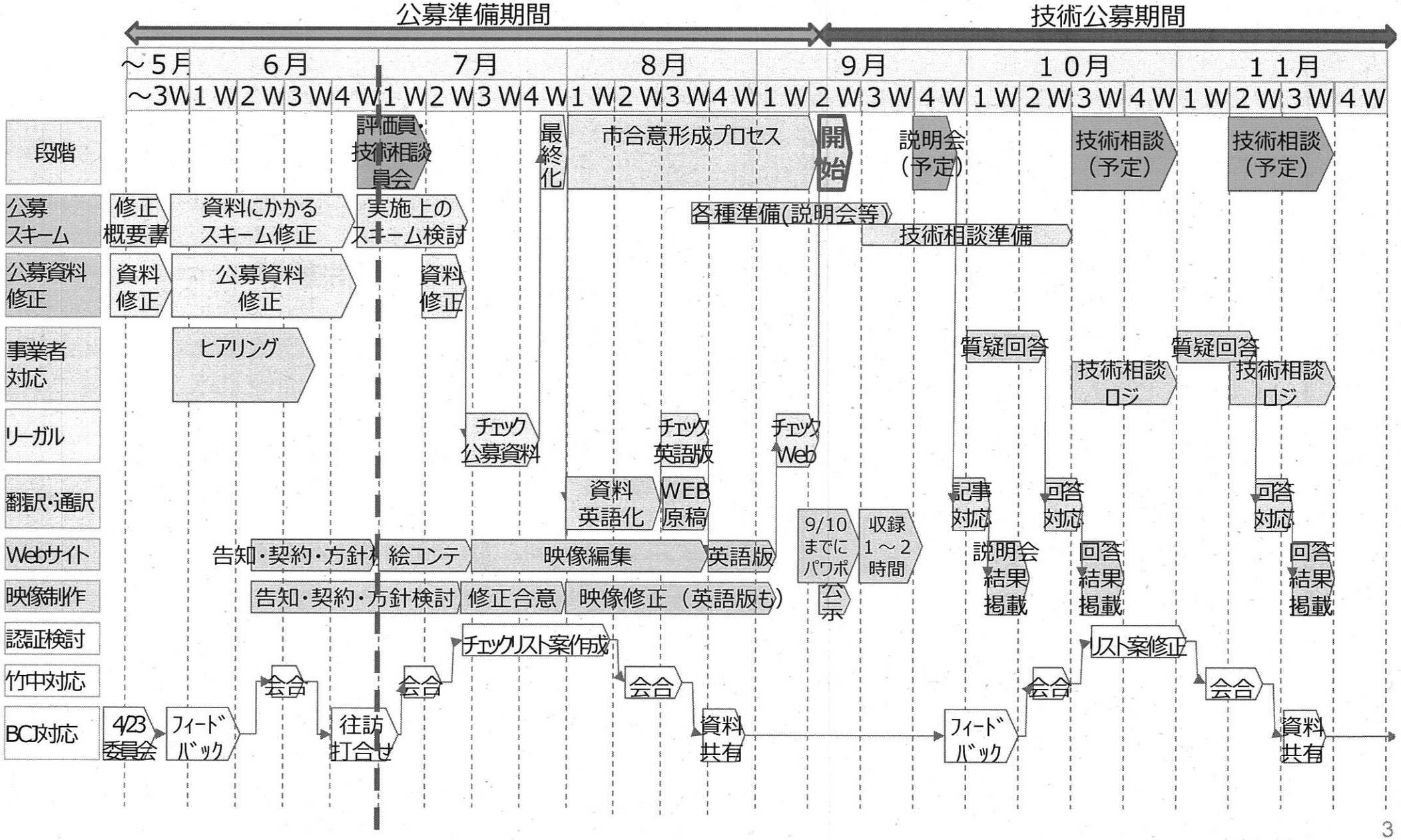

再掲

取扱厳秘

1. ②技術公募スケジュール（0623MTG提示資料）

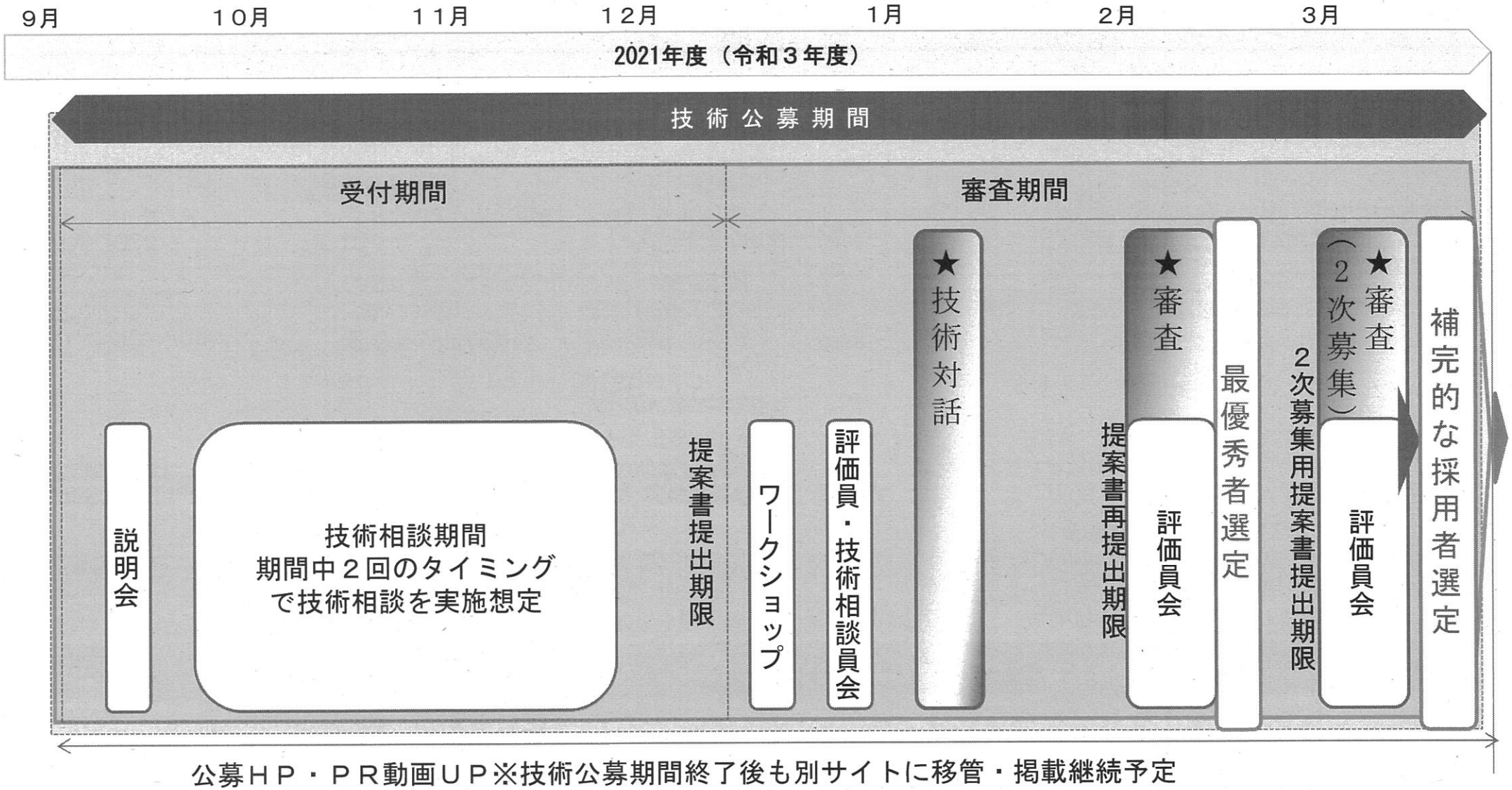

取扱厳秘

1. ②他公募事例（書類・プレゼン審査該当箇所のみ抽出）

名称	主催	目的	書類受付期間	審査期間	備考
トヨタモビリティアンリミテッドチャレンジ【国際公募】	トヨタモビリティ基金（トヨタ）	下半身不随の障害者向けのモビリティ技術開発の加速化	2.75か月	2カ月 ※Discovery Awardとして開発着手金付与まで	その後、POCを伴う本審査を実施し、優秀者に対して技術開発支援
NESTA Challenge【国際公募】	NESTA（英国の非政府部門公共機構）	所得・職能が乏しい国内労働者向けにキャリア形成のためのデジタルソリューション開発	3.5か月	2か月 ※ファイナリスト選出まで	その後、12カ月かけて評価 ※詳細不明
Fukuoka Smart Challenge	福岡市の外郭団体FUKUOKA Smart EAST	九大箱崎キャンパス跡地利用として、スマート技術の実証	2か月	2か月 1次審査（書類審査）＋審査会	その後、選定事業者が対象のフィールドで実証実験を開始
未来2020	III ※2020年まで日本総研も事務局	アイデアや技術の事業化を目指す方のビジネスプランを募集し、表彰者に基金調達、事業マッチング	2か月	5.5カ月 ※審査期間中にグループメンタリング、個別メンタリング（≒技術相談）、プレゼン研修、3次の審査を含む	評価員の山本辰久氏は同アドバイザリーボード
春近発電所大規模改修工事【WTO】	長野県	老朽化した発電設備について、再エネの固定価格買取制度の新設区分を活用した大規模改修	4.5か月 ※提案書提出期限までをカウント	2.5か月 ※提案書提出期限よりカウント ※技術対話を含む	技術提案・交渉方式（うち、設計・施工一括発注方式）日本総研がアドバイザー

（参考）. トヨタ・モビリティ・アンリミテッド・チャレンジ

【事業目的】下肢麻痺者の自立した生活の支援と移動の自由に貢献する革新的な補装具に関するアイディア発掘と開発支援する。

①Discovery Award

募集期間	支給者決定
'17.11.16-'18.2.7	2018.4.11

[10チーム]
各＄50K
(約540万円)

【審査内容・観点】
・書類で審査
・本事業に資金的な理由で参加できない者を補助する。

①Discovery Award受給

②Discovery Award応募するも、受給せず

③新規参加

応募締切

②The Challenge(本審査)

2018.8.15～2019.1.7 (Finalist Development Grant対象者決定まで)	2020夏 最優秀者の決定

[5チーム]
各＄500K
(約5，400万円)

【審査内容・観点】
・実際の機器を用いたプレゼンや技術に関する質疑で審査（POC）
・試作品を2020年までに完成させる見込みを示す必要あり。
・NESTA事務所（ロンドンで開催）
【助成金】
・デューデリ後に大半を支払、残額を使途説明や審査会参加を条件に支払
・Grant5チーム中4チームがAward受賞者

[1チーム]
＄1M
(約１億８百万円)

【審査の観点】
・課題を設定した上での実技審査
・技術が多岐に渡るため、地点間移動のような比較可能な課題を設定予定
・補助金の目的は、補装具完成、市場化支援できるかを評価。
【賞金】
・NESTA等の意見を基に関心を惹く規模で設定

パラリンピック期間の９月に最優秀者お披露目会
@MEGA WEB（お台場のトヨタ展示場）

2年間 支援期間

技術のパッケージ化を支援
・営利目的の場合、市場化は最優秀者独自の負担で実施

申込 96チーム → Award 10チーム

申込 82チーム → 書類選抜 10チーム → Grant 5チーム → 最優秀者 1チーム

渡航費負担　現地往訪し開発状況の確認　渡航費負担　渡航費負担

SNS、プレスリリース

SNS、プレスリリース
技術者筋のネットワークでの広報・情報拡散
HP上でインタビュー動画や困った状況で技術が活躍しているシーンの動画

（参考）NESTAとトヨタ・モビリティ・アンリミテッド・チャレンジ

【オーナー（企画、統括、資金拠出）】
トヨタモビリティ基金
Toyota Mobility Foundation

米国チーム（主導）

理事長：豊田 章男　トヨ竹中長
理事：デンソー社長、豊田通商会長、
矢崎総業社長、小谷真生子経済ｷｬｽﾀｰ
監事：トヨタ販売金融事業部本部長
評議員：久保田経団連事務総長、トヨタ取締役、
マツコ・デラックス

パートナーシップ締結
（委託）

英国政府
の非政府部門公共機構
（つまり政府機関そのもの）
⇒2012年に慈善団体に移行

【設立財源】
国営宝くじ基金
UK National Lottery

【全体的な運営】 NESTA
ロンドンの慈善団体 National Endowment
for Science, Technology and the Arts

チャレンジプライズセンター
Challenge Prize Centre
：様々な社会課題に応じて
多数のチャレンジを運営している部署

リレーション

各国政府・財団、チャレンジ
参加者ネットワーク
✓ 英国内閣府
✓ EUコミッション
✓ 米国国際開発省
✓ ゲーツ財団
✓ 左記のセンターが開催する
多数のチャレンジ関係者

技術的なアドバイザリー
について再委託

アメリカ合衆国退役軍人省
United States Department of Veterans Affairs
の車椅子及び関連リハビリ技術センター

【技術アドバイザー】 HERL
米国ピッツバーグ大学の研究所
Human Engineering Research Laboratories

担当チーム

リレーション

世界中の
研究機関、企業等ネットワーク
✓ サイバスロン('16参加実績)

参加者はもちろん、審査員の人選においてもワールドワイド化を実現

（参考）NESTAのチャレンジ例：キャリア テック　チャレンジ

名称	キャリアテック　チャレンジ “CareerTech Challenge ”
主催	NESTA
後援	英国教育省（Department of Education）
対象	• 労働環境の変化に対して最も脆弱な人々※を対象に、キャリア適応能力や学習意欲を高めることができ、キャリアを将来にわたって保証するのに役立つデジタルソリューションを開発 ※：英国で居住・労働、自動化の影響を受け易い、学位等なし、年収35,000 £ (約473万円)未満、24～65歳 • 以下の要素が要求 ➢ コンテンツと配信のパーソナライズにより、関心、関与、関連性を改善 ➢ 学習の達成可能性と達成する機会の増加 ➢ 学習を楽しくしたりやりがいのあるものにする ➢ 参加者が学習しながら探求する選択肢と代理店を増やす ➢ 自己反省と学習の関連性の機会を可能にする ➢ 学習が支援的で社会的なものになるようにペアリングまたはグループ化する
期間	2019年10月16日：募集開始 2020年1月29日：書類（Webエントリー）応募締め切り 2020年4月：ファイナリスト（20者）選出 2021年3月：優勝者、準優勝者表彰
審査基準	• 以下の５つの審査基準で評価 1. イノベーション（この市場/対象ユーザー向けのソリューションの新しさ/斬新さ）-35% 2. 影響（ソリューションが学習者にもたらす違い）-20% 3. キャパシティ（チームが時間と予算内でどの程度適切に配置できるか）-20% 4. 対象受益者（ファンド中にこのソリューションの恩恵を受ける人）-12.5% 5. 持続可能性（ソリューションが基金を超えて継続する可能性）-12.5%
審査と表彰	• ファイナリスト（20者）：各50,000 £の助成金交付（約675万円）＋事業・製品開発のコーチング・サポート獲得＋同業同志のネットワーキング機会　<u>※助成金は使途を事後申請する模様</u> • 優勝者：120,000 £ （約1,620万円）、準優勝者：80,000 £ （約1,080万円）の賞金 • 技術革新、起業家精神、データサイエンス、ポリシー、学習、スキル、雇用などの分野から審査員を選定
参加資格	• 英国に拠点を置く個人・団体、もしくは英国にパートナーを有する個人・団体

参考　他事例　FUKUOKA Smart City Challenge

福岡市

九州大学

Fukuoka Smart East推進コンソーシアム

- 福岡地域戦略推進協議会(Fukuoka D.C.)
  - 市役所内にある公益財団法人福岡アジア都市研究所内にある産学官民のシンクタンク
  - 福岡都市圏の周辺自治体10市7町の広域・官民連携推進
- 福岡市（コンソメンバー）
- 九州大学
- 独立行政法人都市再生機構（UR）

III

※福岡市は未来2018後援団体

九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画
（2015年3月）

↓

九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン
（2018年7月）

↓

Fukuoka Smart East推進に必要な機能要件等検討業務委託
（プロポ　2019年7月16日締切）
・・・土地利用事業者の公募要件への活用

FUKUOKA Smart EAST立ち上げ
（2016年11月）

↓

Smart East PoC program
（2018年11月～2019年9月）

- 募集：2018年11月～2019年9月
- 審査：事務局にて審査（随時）
- 実証実験：実証実験決定後、適宜開始
  - 九州大学箱崎キャンパス跡地、
  - 箱崎商店街、筥崎宮、箱崎駅周辺など

※但し、箱崎キャンパス跡地での実装を担保するものではない

↔

審査 ⇒

⇐ 依頼

FUKUOKA Smart City Challenge
（2018年7月～12月）

2018年7月31日～9月30日

- 募集：2018年7月31日～9月30日
- 一次審査結果の通知2018年10月12日
- キックオフミーティング：2018年10月25日
- 意見交換会@東京：2018年11月8日
- 意見交換会@福岡：2018年11月16日
- 審査会：2018年11月30日
- 報告会：2018年12月10日～11日
- 実証実験：報告会の結果を元に実施

（参考）未来2020

III
（トリプルアイ、Incubation＆Innovation Initiative）

「未来２０２ｘ」

- III主催のインキュベーション・アクセラレーションプログラム
（IIIのコアとなるイベント）

アイデアや技術の事業化を目指す方のビジネスプランを募集・サポートし、あらゆる企業・投資家等をつなぎあわせることで、成長とイノベーションを実現

- ビジネスプランの募集
2019年6月14日(金) ～ 8月25日(日) 17:00
- 未来２０２０説明会
2019年7月26日(金)
- 一次審査結果通知
2019年9月10日(火)
- 集合研修
2019年9月21日(土) @大阪 ・ 22日(日) @東京
- グループメンタリング・講義
2019年10月～11月
- プレゼン研修
2019年11月下旬～12月上旬
- **二次審査会**
2019年12月11日・12日 @東京(ベルサール秋葉原)
- 個別メンタリング
2020年1月～2月
- 最終審査会
2020年2月21日(金) @大阪(リーガロイヤルホテル大阪)
- フォローアップ
2020年3月

表彰者は
未来２０２ｘ
二次審査会に
登壇機会

未来スマートシティチャレンジ

- III主催の新しいまちづくりプログラム

課題の解決や新しい価値の創出によって、まちをより魅力的にするため、アイデアや技術の事業化を目指す方のビジネスプランを募集

- テーマに応じて随時スタート
  - ✓ TOYOSU（清水建設）
    2019年7月16日(火)～9月17日(火)12時
  - ✓ FUKUOKA（Fukuoka Smart East）
    2019年7月16日(火)～9月17日(火)12時
  - ✓ HAMAMATSU（浜松市）
    2019年7月16日(火)～9月5日(木)12時

対象

（参考）長野県　春近発電所大規模改修工事

（参考）
他事例での
記載

長野県　春近発電所大規模改修工事　募集要項

時期	内容
令和元年８月７日	募集要項公表
令和元年９月20日	参加表明及び参加資格審査書類の提出期限
令和元年９月中	参加資格確認結果の通知
令和元年10月４日	募集要項等（参加資格関連以外）に関する質問（第１回）に対する回答の公表（予定）
令和元年10月４日	現地説明・見学会（予定）
令和元年10月25日	募集要項等（参加資格関連以外）に関する質問（第２回）の締切
令和元年11月29日	募集要項等（参加資格関連以外）に関する質問（第２回）に対する回答の公表（予定）
令和元年12月25日	提案審査書類の提出期限
令和２年１月中	基礎審査結果の通知
令和２年１月下旬	技術対話の実施
令和２年２月上旬	提案審査書類の再提出期限
令和２年３月上旬	提案審査書類の提出者からのプレゼンテーション等

リーガルコメントをもらい次第更新予定

取扱厳秘

2－1－1. 契約管理課コメント その1

No.	確認事項	回答
1	『物品購入と工事請負を合わせて公募を行うことについて、法的な裏付けはあるのか。工事請負だけであれば、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく技術提案・交渉方式のガイドラインを国交省が出しており、技術対話というプロセスについても法的な裏付けがあるが、公募参加者が物品で応募してきた場合技術対話というプロセスの法的な裏付けがない。物品購入の場合は、発注者が仕様を確定させ入札すべきであり、発注者と入札参加予定者が仕様について協議すべきではないというのが原則。』	• リーガル照会中。（以下赤字は20190311のリーガルコメント） • もともと存在しないものを調達するわけで売買契約ではなく請負契約になると思慮。 • 開発納品作業を期日までに完成させる義務を背負わせる契約となるはずで請負契約である。 • 当方理解では、物品購入ではなく、技術調達を行っている認識でして、その中で、結果として建築物に付加する設備（階段昇降機等）が対象となることで、工事請負の性格を帯びるだけであり、切り分けなければならない必要性を認識しておりません。 • なお、そもそも国交省ガイドラインは国交省直轄工事を対象としたものであって、天守閣復元事業についても対象外です。（事実、同省で事例を取りまとめていますが、その中に含まれてません。）
2	『物品と工事請負は分けて公募を行った方が良いのではないか。』 『また、物品が最優秀者として選定された場合に木造天守の竣工まで年数があるため技術が陳腐化する恐れがある。既に製品化されている物品だった場合に開発というプロセスすらなくなる。物品購入で3,000万円を超える場合はWTO対象にもなる。』 『一般的に、市が懸念している契約受注者の契約中止による回収リスクについては、発生してから対応しきること、すなわち債権回収しきることは極めて困難である。とりわけ、海外の事業者については、いっそう困難さが増すと認識しておいた方がよい。』	• リーガル照会中。 • 契約期間が長期化することでの陳腐化リスクについては、先方の提示する提案内容に基づきつつ性能発注にすること、及び、改良の余地を認める／促すなど条件に含めることで対応できないか考えております。 • 契約受注者側の契約中止による回収リスクについては、以前ご教示いただいたとおり、回避しきることは難しいと認識しておりますが、その中での対策について後続スライドにて19年度業務でのリーガルコメントを記載します。
3	『工事請負の場合は、技術提案・交渉方式に則って基本協定を結ぶことで昇降技術開発契約と昇降技術導入契約を継続して受注するよう制限することは可能。契約自体はその都度締結することになる。それは現在、竹中と結んでいるものと同様である。』	• リーガル照会中。（以下赤字は20190311のリーガルコメント） • 最優秀に選ばれた後速やかにMOU（覚書、基本合意書）を結び、契約することを担保する。 • 最優秀＝自動的に契約責任を負うようにする • 契約は完成義務を負うものであり、市は完成しろと言えることになる、もしくは契約解除し損害賠償、払った金額は返還請求する（出来高払いの精算はせず全額） • 納期が間にあわなかったときの損害については、正確に見積もりが不可である。あたかじめ違約金（過剰な金額設定は出来ないという日本の慣習はある。レピュテーションリスクも見積もれない）を決めておくほうがわかりやすい。
4	『協議期間中に許認可認定機関との協議や復元検討委員会への提出資料の作成協力などを業務として実施させるのであれば何らかの契約を締結した後行うべき。工事であれば基本協定を締結し開発契約の中で実施させれば良い。1年間の協議期間というのも長すぎる。通常は１か月程度。協議期間は契約協議の期間として位置付ける。』	• リーガル照会中。 • ちなみに、PPP等では４カ月程度が一般的です。

リーガルコメントをもらい次第更新予定

取扱厳秘

2－1－1. 契約管理課コメント　その2

No.	確認事項	回答
5	『最優秀者選定後でも昇降技術開発契約を締結する前であれば、基本は自由に辞退できる。工事請負の場合は基本協定を結ぶことで開発契約を結んだら導入契約も結ぶように縛ることはできる。』	• ＃３と同じ
6	『公募終了時に賞金として最優秀者に金銭を支払う方法は思いつかない。工事請負の場合は、技術提案・交渉方式に則って基本協定を結んだあとに昇降技術開発契約を結べば通常通りの完成金支払いとして8千万円を支払うことができる。物品の場合は既製品の購入だと開発がないので、即購入となる。なんらかの開発を求めれば、「開発に対する補助金」として金銭を支払うことは可能だと思われる。ただし、その場合も支払い時期は昇降技術開発契約完了時になる。』	• 開発に対する補助金を支払うことが可能とのコメントと理解しております。 • 建設工事等についても、後続スライドで前払・中間金払の事例を紹介しております。
7	『保守管理業務については、あまり知見がない。他施設のエレベーター工事の契約は大体が工事完了後に随意契約という形で設置工事を行ったエレベーターメーカーと契約している。実質、言い値と思われるので、ライフサイクルコストを考えると公募に保守管理業務を含むべきかという懸念は理解できる。』	• 公募に保守管理業務は含めませんが、設置後に随意契約を行いますので、特段問題ないコメントです。
8	『公募参加者の参加要件の確認は参加表明時でも審査時でも良い。確認内容も特に定めはないが、海外の事業者の場合は求めている書類の代替が必要になるかもしれない。』	• 特になし。
9	『評価員・技術相談員の秘密保持契約は、やりたければやっても良いと思うが、設置要綱等に業務上知り得た情報についての口外を禁ずる旨を記載する程度でも良いかもしれない。 『市職員については、条例上の守秘義務が発生している。』	• 評価員・技術相談員会の秘密保持契約については、事業者ヒアリングの際に、評価員・技術相談員が競合であったり、口外して困ったケースがあるという指摘を受けたため、締結すべきと考えます。 （以下赤字は20190311のリーガルコメント） • 審査員の情報漏えいリスクを市は負えない、よって機密保持契約を市と審査委員で結んでおく（委員委嘱状にNDAを記載する） • 市職員については、その旨、しっかりと公募要項に明記すべきと考えます。
10	『ワークショップ参加者については、実効性が確保しにくいので、参加者が公表可能な範囲で実施する方が良いかもしれない。』	• 特になし。
11	『竹中の公募への参加については、建築工事とその他の衛生工事や電気工事を分離発注する場合に一般競争入札を行う際の衛生工事や電気工事の入札要件には建築工事を受注していない事と記載しているため、何らかの方法で竹中の参加を制限することは可能だとは思う。』	• 特になし。
12	『参加者への支援のうち、経済団体とのマッチング機会の提供と外部資金調達（クラウドファンディング）については、参加する事業者が考えるべき問題であり、実際に斡旋するしないに関わらず名古屋市が特定の事業者を斡旋しているような疑念を持たれること自体を避けた方が良い。』 『階段体験館の利用については、物損はともかく人に対する責任については明確にしておいた方が良い。』	• 経済団体とのマッチングや外部資金調達については、特になし。 • 階段体験館の利用規約の策定及び、対物、対人保険の検討が必要と考えます。

再掲：検討状況いかがでしょうか？

取扱厳秘

2－1－2. 契約協議期間　シナリオ

	技術公募期間 契約候補者選定	協議期間（2022年度）				
		４月中	～６月まで （準備期間）	７～８月	９～１１月	
市	• 最優秀者及び補完的採用者を選定	• 昇降技術開発契約に関する**基本協定（MOU）**を市から提示（日本語） ➢ 契約締結に向けて協議を重ねることを合意してもらう • 昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約に関する基本協定（MOU）を締結	• 昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約の契約書ひな型の準備 • 会議体組成及び日程調整 • 許認可制度対応の検討（認証機関、天守閣復元整備事業者等）	• 各会議体の開催 • 予算確保（９月市会） • 参加者意見のとりまとめ • 許認可制度対応方針の提示	• 昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約の契約書提示 • 契約協議 • 契約締結	実用化期間
契約候補者		• 昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約に関する**基本協定（MOU）**を締結	• 協議に向けた説明資料等の準備 • 市から連絡を受けて各会議体への参加調整	• 各会議体への参加及び説明及び質疑回答対応 • ７月に修正版見積書提出 • 許認可制度取得計画の作成	• 契約協議 • 契約締結	

再掲：検討状況いかがでしょうか？

取扱厳秘

2－1－2. 実用品開発契約及び協議期間（案）

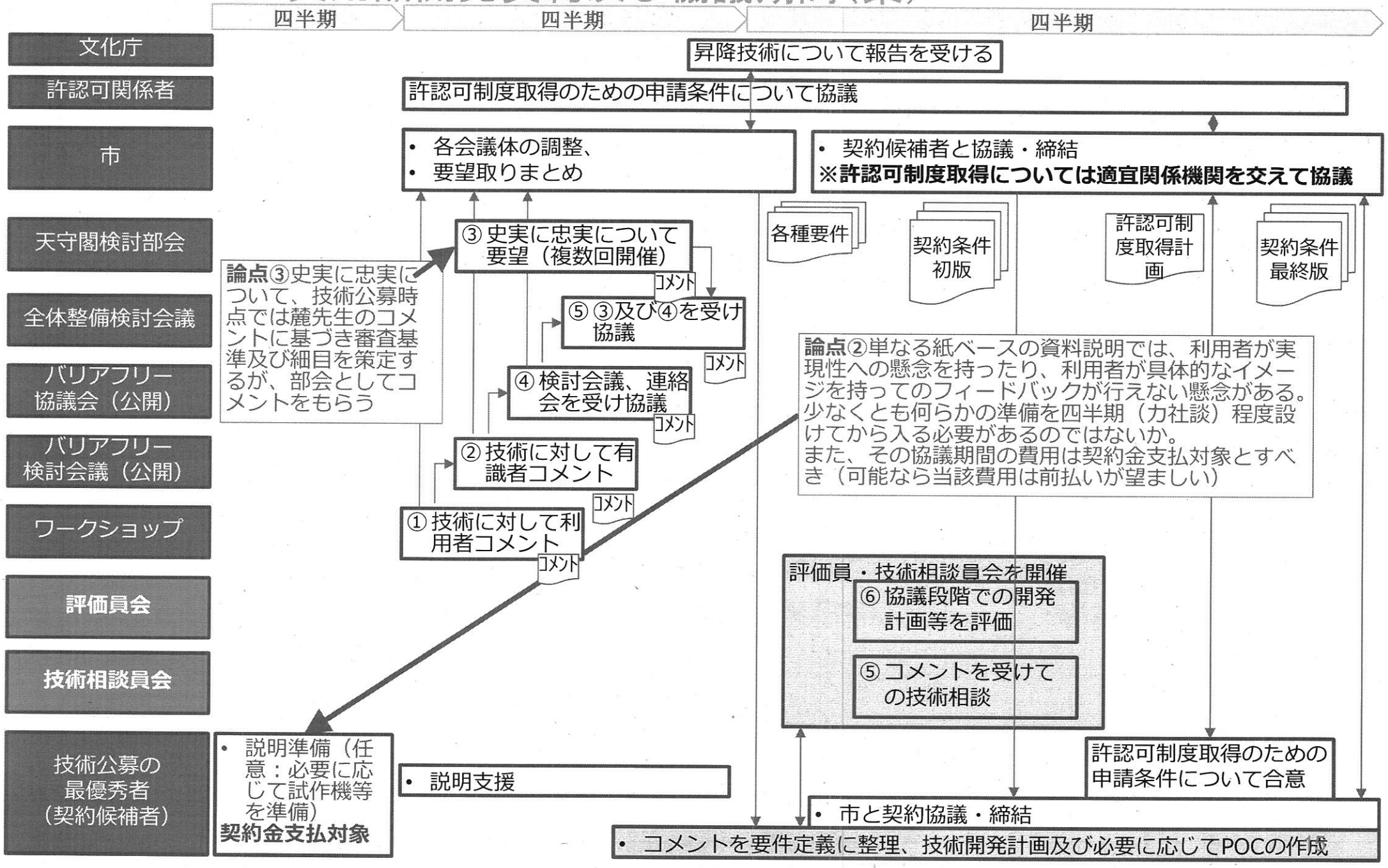

再掲、赤字箇所更新しました

取扱厳秘

２－１－３. 技術公募における説明会について案

説明会を映像配信形式にしてはいかがでしょうかという案です

※他自治体事例をもとに素案作成

１．プロモ映像　５分
２．市長挨拶　５分
３．資料ベースで市担当者説明　１５～３０分
４．技術公募への期待・・・スイス大使館、サイバスロンからのコメント各５分

※英語版については、以下２案ありますが、以下がでしょうか。
i.　字幕を当てる：収録に３週間程度要する、その分費用も要する
ii.　担当者が英語で話しなおす：映像にはパワポが投影されているだけなので、原稿をただ読めばよい、要説明資料の英語化

2019/6/27MTG資料より再掲

取扱厳秘

2－1－4. 公募資料の英訳について

公募資料全てを英訳する場合の工数とリスクについて考慮する必要がある。
一方で、参加者に便宜を図る意味、及び英語での応募を可能としている以上、参考資料としての英語版要項・要求水準・審査基準・様式集は必要か。

	考え方	メリット	デメリット	事例
① 全部 英訳	• 公表する資料はすべて英訳 • 公募開始時点で日本語版・英語版を同時公表	• 国内外を問わず、世界規模で広く公募が可能	• 翻訳リスクを市が抱える • 公表時点でそろったものを提示するため日本語版が確定後1か月程度時間を要し、公募時期が後ろ倒しする可能性あり	宮島口まちづくり国際コンペ （2015.2.3）
② 部分的 に 英訳	• 公募要領（審査基準含む）、様式といった主要資料のみ英訳 • 契約書などは日本語のみ • あくまで日本語での公表を主とし、公表後後日に英語資料を補足資料として提示	• 国外参加者へ一定配慮をしつつ、翻訳リスクやスケジュール遵守が可能	• 英語資料の公表時期によっては海外事業者への公平性に欠く可能性あり	―
③ 最低現 英訳	• WTO政府調達基準に則して英語記載が求められる項目のみ英訳 • 公募開始時点で日本語の公募資料の末尾に同時掲載	• 英訳の手間を最小限に抑え、公募資料の作成と並行して英訳作業が可能 • 公募時期を予定どおり設定可能	• 世界規模での新技術募集が形骸化する恐れ • 関心ある事業者にとっては参加障壁となりうる	WTO案件 （多数） ※後続で詳説

2019/6/13MTG資料より再掲

取扱厳秘

2－1－4.（参考）英語化対応方針（WTO事例から）

WTO政府調達協定（改正議定書）における、「調達計画の公示」の際のWTO公用語での公表内容の規定を参照し、本業務の公募資料においても、最低限の公示概要が把握できる情報をWTOの公用語のひとつである英語で表記することが望ましい。

■ 政府調達に関する協定を改正する議定書　第7条　公示の概要　3

英語、フランス語、スペイン語

公示の概要

3　調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、世界貿易機関のいずれかの公用語で、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

(a)　調達の対象事項

(b)　入札書の提出の最終期日又は調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日

(c)　調達に関する文書を入手することができる場所

※「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出することを招請するために行う公示をいう。

※「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であって、調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。

※「調達機関」とは、附属書Ｉの締約国の付表1から付表3までに掲げる機関をいう。

付表1：会計法の適用を受ける全ての期間（衆議院、参議院、最高裁、会計検査院、内閣、・・・総務省、外務省、財務省・・・etc）

付表2：43都道府県＋指定の19地方公共団体

付表3：その他機関（独立行政法人、国立研究開発法人、その他）

（出所）外務章HP：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000030480.pdf
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html

2019/6/13MTG資料より再掲

取扱厳秘

（参考）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 ～WTO政府調達協定～

政令概要	• 1994年4月マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO協定）及び、2012年3月ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（改正協定）を実施するため、地方公共団体の締結する契約を規定する地方自治法施行令の特例を設け、必要な事項を定めるもの
WTO政府調達協定の趣旨	• 政府機関等による産品の調達に以下の原則を適用するものである。 －内国民待遇の原則： 他の締約国の産品及び供給者に与える待遇を自国の産品及び供給者に与える待遇と差別しないこと －無差別待遇の原則： 他の締約国の産品及び供給者であって締約国の産品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の産品及び供給者に与える待遇と区別しないこと • 「1994年協定」は、この規律の適用範囲を新たにサービス分野の調達や、地方政府機関による調達等にまで拡大するもの • 「改定議定書」は、以降さらに協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の協定加入に対する特別な待遇、電子的手段の活用による調達手続の簡素化等の内容を盛り込んだもの
対象地方政府機関	• 全47都道府県　及び　指定都市（大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市）※これらの団体が加入する一部事務組合・広域連合は適用対象外
対象契約	• 地方公共団体が締結する契約のうち、その予定価格が下記の区分に応じ定められた額以上のもの ア　物品等3000万円 イ　建設工事22億9000万円 ウ　技術的サービス2億2000万円 エ　その他のサービス3000万円 ※当該基準額は平成30年4月1日～平成32年3月31日までの契約に適用

2019/6/13MTG資料より再掲

取扱厳秘

（参考）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令による調達事例での英語表記事例①

名古屋市公報（2019年6月5日）ファイルサーバー等

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 6月 5日

契約事務受任者
名古屋市総務局長　山 本 正 雄

1 入札に付する事項
(1) 借入物件
ファイルサーバー等
(2) 借入物件の特質等
入札説明書による。
(3) 借入期間
令和 2年 3月 1日から令和 7年 2月28日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3に基づく長期継続契約）
(4) 履行場所
入札説明書による。
(5) 入札方法
入札は単価（月額賃借料）で行う。落札決定に当たっては、入札者に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
なお、本案件は、改正後の消費税及び地方消費税の税率（10パーセント）を消費に金額を見積もること。
(6) 電子入札システムの利用
本公告に係る入札は、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出及び入札を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
なお、電子入札システムにより難い場合は、確認申請書の提出及び入札を紙により行うことができる。

2 競争入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当する者でないこと。
(2) 自治令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
(3) 令和元年度及び令和 2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「物件の買入れ又は物件の借入れ」の申請品目「物件の借入れ」の競争入札参加資格を有すると認定され、登録された者であること。
(4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
(5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 146号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしない者等であること。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者については、特別の理由があり適当と認める場合に限り、入札に参加することができる。

ア 開札日時　令和元年 7月17日午後 2時00分
イ 開札場所　(1) に同じ
4 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務
有。ただし、入札保証金については名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第 5条の規定に該当する場合に、また、契約保証金については同規則第31条の規定に該当する場合に、それぞれを免除する。
(3) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。
(4) 契約書の作成の要否
要
(3) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分
単価で定める。
(6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(7) 競争入札参加資格審査の申請
本公告に係る入札に参加を希望する者で、確認申請書等の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和元年 6月19日までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。
この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る入札に参加を希望している旨を明示すること。
〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市財政局契約部契約監理課審査係
（名古屋市役所西庁舎11階）
電話　052-972-2279
(8) 調達手続の停止等
本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。
(9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary
(1) Nature and expected quantity of the products to be rent:
Server Computers and Software (1 set)
(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification:
5:00 p.m., 19 June 2019
(3) Deadline for the submission of tenders by the electronic bidding system:
11:00 a.m.,17 July 2019
(tenders submitted in person are due by the same time as those submitted via the electronic bidding system, but tenders submitted by mail are due by 5:00 p.m.,16 July 2019)
(4) Contact point:
Information Processing & Promotion Division, Administrative Reform Promotion Department, General Affairs Bureau, City of Nagoya
1-1, Sannomaru 3-chome, Naka-ku, Nagoya 460-8508 Japan
Tel: 052-972-2268

(7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
(8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
(9) 当該借入物件と仕様が同種同程度以上の機器についての納入及び 1年以上継続した保守運用（委託契約会社による保守運用を含む。）を行った実績があることを証明できる者であること。
(10) 当該借入物件の仕様に合致する機器を指定期日までに納入可能であることを証明できる者であること。
(11) 当該借入物件の保守運用のための拠点等（委託契約会社を含む。）を有し、迅速な保守運用を行うことが可能であることを証明できる者であること。

3 入札手続等
(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市総務局行政改革推進部情報化推進課情報基盤管理係
（名古屋市役所西庁舎12階）
電話　052-972-2268
(2) 入札説明書の入手方法
名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。
アドレス　http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/
(3) 確認申請書等の提出
ア 本公告に係る入札に参加しようとする者は、確認申請書及び本公告に係る調達に関し履行できることを確認するための書類（以下「確認申請書等」という。）を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、紙による確認申請書等を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）することができる。
なお、確認申請書等に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。
また、イの期間に確認申請書等を提出しない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
イ 確認申請書等の提出期間及び提出場所等
(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間
公告の日から令和元年 6月19日午後 5時00分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）
(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所
a 提出期間　(ア) に同じ
b 提出場所　(1) に同じ
(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先
a 到達期限　令和元年 6月19日午後 5時00分
b 提出先　(1) に同じ
(4) 入札書の提出
ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）することができる。
イ 入札書の提出期間及び提出場所等
(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間
競争入札参加資格確認通知書受領日から令和元年 7月17日午前11時00分まで（名古屋市の休日を除く。）
(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所
a 提出期間　(ア) に同じ
b 提出場所　(1) に同じ
(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先
a 到達期限　令和元年 7月16日午後 5時00分
b 提出先　(1) に同じ
(5) 開札の日時及び場所

5 Summary
(1) Nature and expected quantity of the products to be rent:
Server Computers and Software (1 set)
(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification:
5:00 p.m., 19 June 2019
(3) Deadline for the submission of tenders by the electronic bidding system:
11:00 a.m.,17 July 2019
(tenders submitted in person are due by the same time as those submitted via the electronic bidding system, but tenders submitted by mail are due by 5:00 p.m.,16 July 2019)
(4) Contact point:
Information Processing & Promotion Division, Administrative Reform Promotion Department, General Affairs Bureau, City of Nagoya 1-1, Sannomaru 3-chome, Naka-ku, Nagoya 460-8508 Japan
Tel: 052-972-2268

2019/6/13MTG資料より再掲

取扱厳秘

（参考）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令による調達事例での英語表記事例②

愛知県公報（2016年8月5日）愛知県大規模展示場整備事業（基本設計及び実施設計・施工）

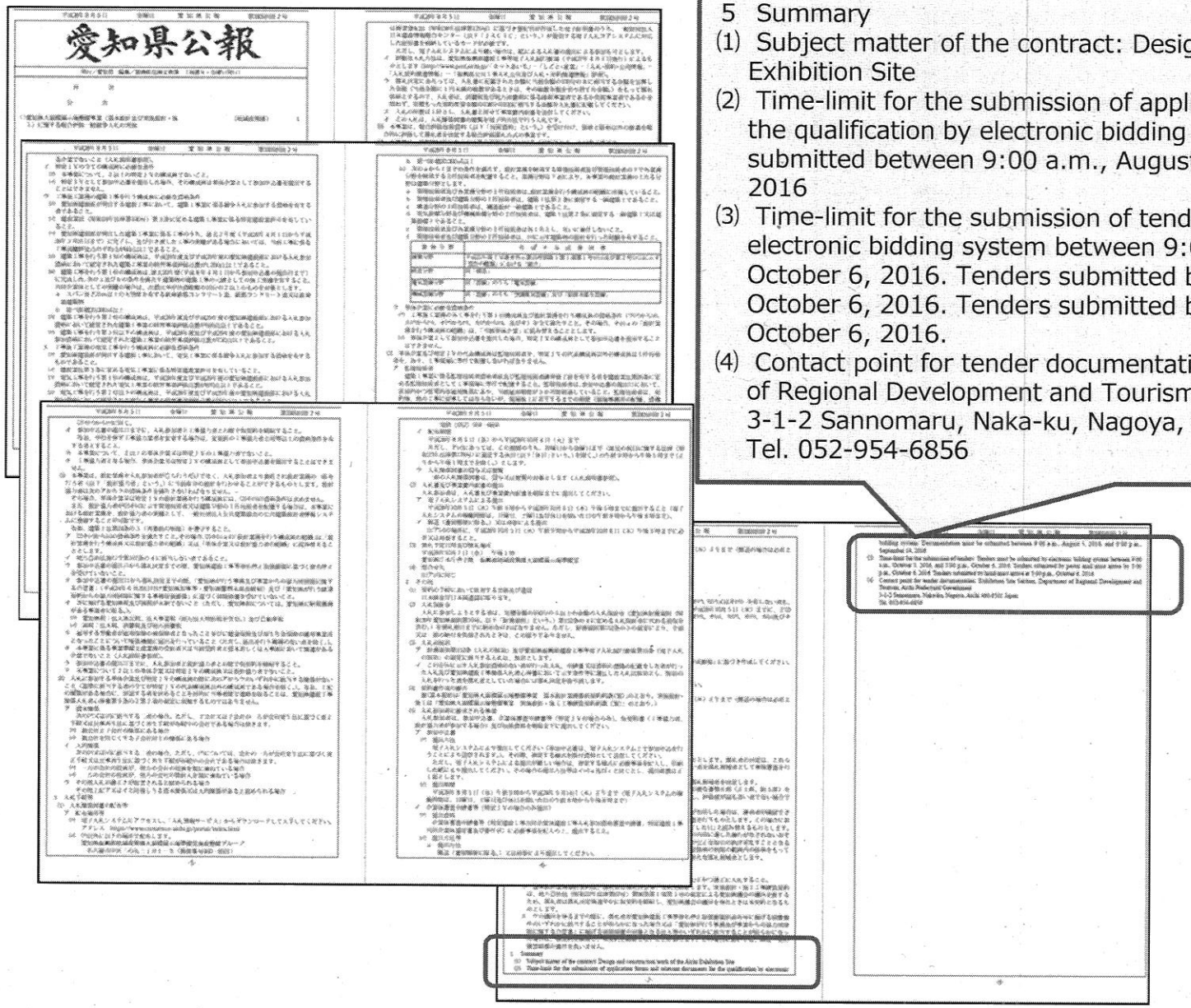

5 Summary

(1) Subject matter of the contract: Design and construction work of the Aichi Exhibition Site

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: Documentation must be submitted between 9:00 a.m., August 5, 2016, and 0:00 p.m.,September 14, 2016

(3) Time-limit for the submission of tenders: Tenders must be submitted by electronic bidding system between 9:00a.m., October 5, 2016, and 5:00 p.m., October 6, 2016. Tenders submitted by postal mail must arrive by 5:00 p.m., October 6, 2016. Tenders submitted by hand must arrive at 5:00 p.m., October 6, 2016.

(4) Contact point for tender documentation: Exhibition Site Section, Department of Regional Development and Tourism, Aichi Prefectural Government
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan
Tel. 052-954-6856

2019/6/13MTG資料より再掲

取扱厳秘

（参考）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令による調達事例での英語表記事例③

官報（2019年6月11日）名古屋港金城ふ頭岸壁（-12m）本体工事

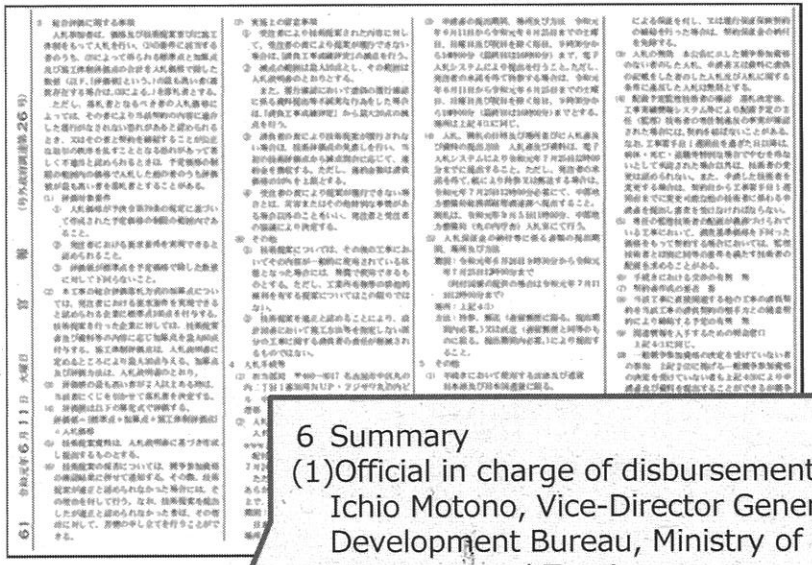

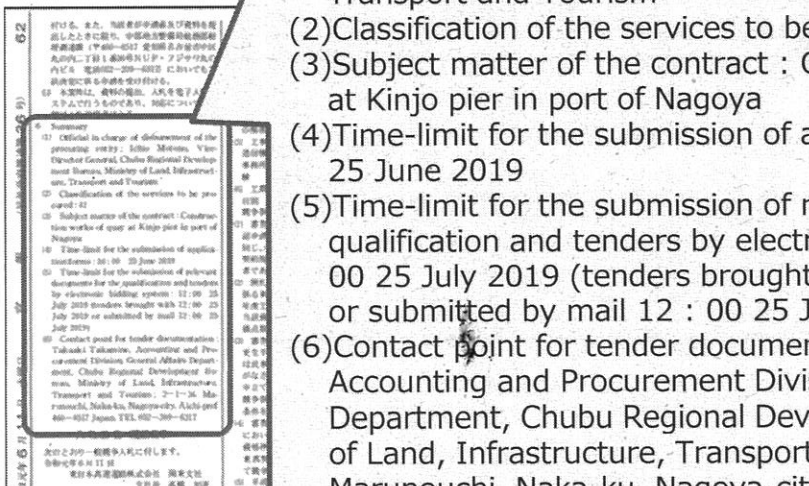

6 Summary

(1)Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ichio Motono, Vice-Director General, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)Classification of the services to be procured: 41

(3)Subject matter of the contract : Construction works of quay at Kinjo pier in port of Nagoya

(4)Time-limit for the submission of application forms : 16 : 00 25 June 2019

(5)Time-limit for the submission of relevant documents for the qualification and tenders by electronic bidding system : 12 : 00 25 July 2019 (tenders brought with 12 : 00 25 July 2019 or submitted by mail 12 : 00 25 July 2019)

(6)Contact point for tender documentation :Takaaki Takamine, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 2-1-36 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya-city, Aichi-pref 460-8517 Japan. TEL 052-209-6317

２－１－５. 身体障害者団体について

市内障害者12団体との連携に加えて、以下のような団体と連携してはいかがでしょうか。
（関係ありでしたら、ご放念ください。）
また、あえて、身体障害者以外の障害者の団体も加えております。
（可否ご判断しつつ、きちんと本技術公募の対象について公募要項にて定義しておく必要があります）

- 社会福祉法人　日本身体障害者団体連合会　（日身連）
- 一般社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会　（全難聴）
- 一般財団法人　全日本ろうあ連盟　（ろうあ連）
- 社会福祉法人　日本盲人会連合　（日盲連）

- 筑波技術大学　産業技術学部産業情報学科　須田　裕之　教授

国交省「旅客施設等における視覚・聴覚障害者等に対応するＩＣＴを活用した情報提供・案内に関する調査検討委員会」委員
総務省「平成30年度「競技会場におけるICT利活用に関する調査研究」に係る意見交換会」委員
等歴任

上記団体は須田教授からの紹介でご協力いただきました

2－2. 公募要項 の修正方針案

別紙　公募要項案参照

2－3. 要求水準、要項別紙3　竹中からのコメントバックについて

要求水準と別紙３について、コメントバック案が来ています。**全体的な点についての記載もあるため、ここで整理します。**
各論については、社内で検討のうえ、対応方針をこの打合せ以降で、提示します。

- なぜ一般的なEVを設置しないで新技術を募集するのか、主架構を切断してはならない、という基本方針だけでなく、その基本方針の背景となっている木造復元の意義を参加者に理解してもらうべき。

⇒公募要項冒頭「１－１．背景、１－２．目的、１－３．基本方針」に明記しております。

- 天守台石垣は保全する必要がある点について参加者に理解してもらうべき。
  - さもないと地上から大天守地階や１階に至る経路の設定の理解をしてもらえない、
  - 石垣を毀損しかねない提案も出てくるのではないか。

⇒この指摘は妥当だと思います。この経緯が分かる資料を文章化して方針に加えてないといけませんが、ございますか？

- 募集時のハードルは極力下げるべき。
  - 「最低要求水準」を満たせるような提案を一定の募集期間でまとめることは相当至難ではないか。
  - まずは足切りのハードルはおおらかにして、対話を通じて要求水準を理解してもらいつつ、審査会でしっかりとふるいにかければよいのではないか。

⇒この指摘は考慮する必要があり、リバランスを検討したく。（ただし、その結果原案維持という結果もありえます。）

- 要求水準では具体的な数値が盛り込まれておらず、抽象的すぎないか。
  - 何を充足すれば良いのか分かりにくい。

⇒審査基準と抱き合わせで検討すべき内容です。
⇒その内容の判断を評価員に委ねている遊びを持たせているわけです。
⇒参加意欲が減退するという懸念も、ヒアリング結果に鑑みても当てはまらないかと考えます。
⇒むしろ、充足する基準のハードルが高すぎる場合、参加意欲の減退につながることを懸念しております。

- どのような障害者を対象としているのか。

⇒公募要項では、「障害のある方や高齢者を含むすべての人」と「１－２．目的」に明記しております。
⇒同じく公募要項では、障害の程度に応じて技術例を「２－１．募集する技術」にて示しております。

- デザイン・意匠性、静粛性について触れられていない。天守の雰囲気を壊さない配慮も重要な評価基準ではないか。

⇒この指摘は妥当だと思います。要求水準に「デザイン・意匠性」「静粛性」について、「史実に忠実（な環境に貢献）」に追加すべきだと考えます。

2－4. 審査基準 の配点案

別紙　審査基準案参照

取扱厳秘

2－4. 審査基準 の配点案

		旧一次審査	旧最終審査	審査案1）	審査案2）	審査案3）		（参考）一次審査	（参考）最終審査	案2）昨年度を単純合算→前回案	0628案
書類評価 映像・実技も可	最低	—	—	—	—	—	実現性	—	—	—	—
							法令関係	—	—	—	—
							安全性	—	—	—	—
							価格	—	—	—	—
							バリアフリー	—	—	—	—
							史実に忠実	—	—	—	—
	加点	400	480	560	880	800	新技術（1）	40	20	60	30
							安全性（2）	20	100	120	110
							価格（2）	20	20	40	200
							実現性（1）	20	40	60	100
							バリアフリー(8)	240	180	420	200
							史実に忠実(1)	20	60	80	150
							運用(2)	—	20	20	100
							汎用性(2)	20	20	40	40
							総合(1)	20	20	40	70
							計	0	0	880	1000

0609定例会議　指摘内容

- （審査基準について）
- No.5とNo.13の内容がかぶっている項目を統合。
- No.14の記載の仕方が、最低要求水準のような書きぶりになっているのが気になる。修正すること。
- 価格評価について、相対評価にしてはどうかと考えている。その方が価格競争が働くのではないかと考えている。
- No.18の実現性の配点は100点に変更すること。
- バリアフリー（有効性）の項目については、「天守閣の最上階まで上がれること」を除き、全て配点を20点にそろえること。
- 史実に忠実の項目については、配点を150点に変更すること。
- 運用の項目については、各審査項目の配点を50点に変更すること。
- 汎用性の項目については、各審査項目の配点を10点に変更すること。
- 総合の項目については、配点を70点に変更すること。

2－5. その他資料について

別紙　様式集　参照

3. 評価員・技術相談員会　開催に向けて

別紙　評価員・技術相談員会シナリオ案　参照

取扱厳秘

4. 許認可制度調査

	実施方針に係る確認事項
目的	• 公募技術、特に垂直昇降技術に係る認証要件について把握を行う
調査成果の扱い	• 要求水準書（審査基準）等に反映 • 任意評定のチェックリストに反映 • 各種評定との調整に反映
調査成果の粒度	• 技術タイプ別のチェックリスト ➢ ホームEV（例：空気減圧式） ➢ ラック＆ピニオン式（ギア式） ➢ 階段昇降機、段差解消機
BCJとの連携	• BCJ（昇降設備委員会）から以下について指南（事務局側で素案作成して、先方に提示してコメントをもらう） ➢ 任意評定の進め方 ➢ 技術公募にも反映すべき要件 ➢ チェックリスト
会議	• BCJ①：4/23実施 ➢ 任意評定の進め方、最低要求水準について説明 ➢ ５月中にフィードバック • BCJ②：７月７日（水）15時往訪 ➢ 事務局に対して資料提示・説明 ➢ 委員への共有依頼 • BCJ③：７月中旬までに ➢ 公募に反映すべき要件についての報告 ➢ 任意評定進め方、ﾁｪｯｸﾘｽﾄについて提示 • BCJ④⑤⑥：10月、12月、２月頃？ ➢ 技術公募の状況説明 ➢ 任意評定進め方、ﾁｪｯｸﾘｽﾄについて提示

進め方案

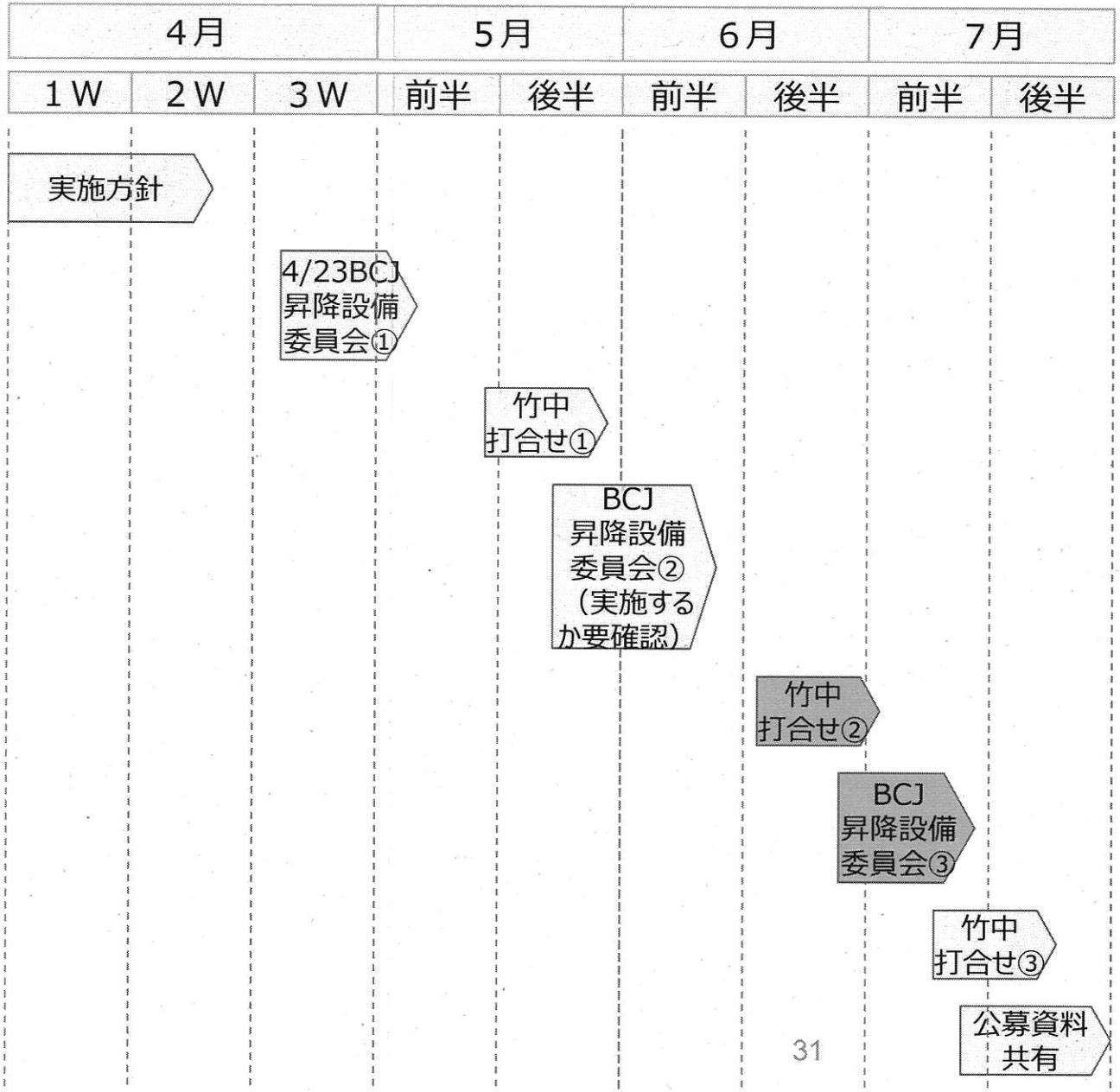

4. 許認可制度調査　7日15時BCJ往訪について

7月7日（水）15時～16時@日本建築センター

先方：[redacted]　はじめ事務局皆様

当方：名古屋市　梅田主幹（対面）、金子主査（対面）
竹中　T様（対面で別件とのバッティング調整中）、O様（Zoom）
日本総研 [redacted]（対面）、[redacted]（対面）
竹中　いかがでしょうか？

議題：昇降設備委員からのコメントバックを受けて
1．コメントバックに対する回答方針案
2．取り組みの説明　※
3．今後の進め方

ご相談事項：
1）竹中を交えた作戦会議はいかがしましょう？
（ちなみに、コメントバックは共有していますでしょうか？）
2）誰がどう話していきますか？

5. 公募PR映像制作方針

別紙　制作スケジュール参照

取扱厳秘

6. 課題棚卸　検討事項リスト1）公募スキームの変更点① 0630版

検討事項	概要	担当	期限	ｽﾃｰﾀｽ	備考
評価員会 技術相談員会	• 会議開催の調整	市	6･7月頃	要確認	• 日程調整が早々に必要です
	• 緊急事態宣言発出中等に開催する必要がある場合、オンライン開催が可能か、事前に確認する必要がある	市	6･7月頃	要確認	• 各委員に対して事前確認の必要があります ⇒オンライン開催でいかがでしょうか
BF検討会議	• 個別回り、会議開催の調整	市	5月	要確認	• 個別回りはこれからでしょうか？（本編資料参照　同上）
	• 会議開催の調整	市	6･7月頃	要確認	• 会議開催の調整が必要です
障害者団体連絡会	• 個別回り、会議参加等	市	公募開始	要確認	• 状況いかがでしょうか？
高齢者	• 高齢者の意見を取り込むための団体等の把握	市	6･7月頃	仕掛中	• 各区の老人会と調整中（市）
ワークショップ	• 参加者を確保して、しっかり意見を吸い上げるための仕組み化の検討	JRI	5月	仕掛中	• 障害者団体、各区老人会への声掛けを行っていただく必要があります。 • 上記以外の団体が存在しますが、そういった団体にも声掛けすべきではないでしょうか？（スライド作成予定）

取扱厳秘

5. 課題棚卸　検討事項リスト1）公募スキームの変更点② 0630版

検討事項	概要	担当	期限	ｽﾃｰﾀｽ	備考
参加者への説明機会	• 説明機会（説明会、技術相談、ワークショップ、技術対話）の位置付け	市 JRI	5月	済	• 全体の位置づけについて基本は既存の枠組みで対応。
説明会	• 枠組み検討	JRI	7月末	済	• シンポジウムもあわせ実施する案 ⇒映像配信方式
	• 詳細検討	JRI	7月末	仕掛中	• 0630MTG資料
	• 公募開始後に一回程度実施予定するため、会場等確保	市	7月末	済	• 公募開始日程確定次第、検討を再開予定。 ⇒会場不要に
マッチング	• 特に国外参加者が維持管理体制を構築するための国内事業者とのマッチング機会	JRI	5月	済	• 商工会議所等を通じたマッチング機会の提供 • ヒアリングでも確認する ⇒特定事業者のみの紹介は困難のためHP等でリンク貼る程度
天守「閣」の呼称	• 天守閣部会と呼称統一が必要（表記揺れ対応）	市	7月	仕掛中	• 公募までに整理が必要
公募書類全体	• 主語、目的語を明確にする	JRI	6月上旬	仕掛中	• 5/27竹中打合せ指摘事項
参加者に対しての公表／提供資料	• 公募開始時に公表する資料について検討しておく必要がある（公表、希望する事業者に個別に送付等も含めて）	市 JRI	7月上旬	仕掛中	• CADデータ、外観図（城外から天守までのアプローチ（クレーンなどの大型重機）、階段詳細図、開口部の平面、立面図 • CADについては、２Ｄ／３Ｄの２種類あることを要認識（してどうするんでしたっけ？） • 竹中との打合せが必要0623打診、0625リマインド中

取扱厳秘

5. 課題棚卸　検討事項リスト1）公募スキームの変更点③0630版

検討事項	概要	担当	期限	ｽﾃｰﾀｽ	備考
審査	• 安全性検証チェックリスト作成	JRI 一部 市	6月	仕掛中	• 試作機を用いたテストについてチェックリストを提供（ステップなごや含む）。 ⇒貴市で確認中の認識です
審査用映像の事務局側での編集可否	• 審査用の映像資料のフォーマット編集について、再委託予定の映像事業者に担ってもらうべきか判断しておく • 参加者提出資料を事務局側で編集する場合、リスクを負ってしまう懸念がある	JRI 市	7月1週	仕掛中	• いかがでしょうか？
ステップなごや運用	• 研究開発者が使用を申請する際のルール、予約システム	市	6月上旬	仕掛中	• 要項別紙４（0609MTGで提示） ⇒保険については、貴市確認中
	• コロナ禍が継続した場合、実際に運用できるのか	市	5月	済	• コロナ禍でも技術公募の審査に係る利用希望があった場合は開館する
実用化期間の契約	• 契約名称は実用化開発契約、導入（設置等）契約でよいか確認する必要がある。（表記揺れ防止） • 金額配分は８千万、２億円でよいか検証する必要がある	市 JRI	6月	済	• 開発、導入の内訳が技術・事業者ごとでばらつきが大きかったため、公募要項時点では、全体の上限で2.8億円として提示し、協議期間での協議を通じて、個別に契約条件を詰めていく。
協議期間	• それぞれの会議体が単なるガス抜きで終わらないような有意義な仕組みを検討しておく必要がある • 協議期間のあり方について検討しておく必要がある	JRI ⇒市	7月第1週	仕掛中	• JRIからは8か月で案提示済 • 期間を短縮化できないか市にて検討中
最優秀者の辞退	• 最優秀者の選定後の辞退についてはどのような扱い	市 JRI	６月末？	仕掛中	• 契約締結前は辞退阻止は困難 ⇒MOUで協議期間に臨みつつ、辞退発生時の次善策も必要？ リーガルコメント依頼中。

取扱厳秘

5. 課題棚卸　検討事項リスト1）公募スキームの変更点④0623版

検討事項	概要	担当	期限	ｽﾃｰﾀｽ	備考
公募要項別紙３ 要求水準	• 別紙３の位置付けについて、要求水準とのすみわけ含め、確認しておく必要がある	市 JRI	5月	仕掛中	• 条件や制限については、要求水準の方に取りまとめる • 別紙３では、施設の概要を示したうえで、天守設計における考え方や、荷重などの設定値を示すような資料とする ⇒0608竹中に提示・確認依頼中だが、回答得られず、竹中との打合せで巻き取り予定
審査基準	• 評点（つまり要求水準の重みづけ）について、決定する必要がある	市 JRI	6月第2週	済？	• 既存の点数案でよいのでしょうか？
「史実に忠実」	• 審査基準で評点配分を厚くする左記について、定義を明確にしておく必要がある	JRI ⇒市	7月上旬	仕掛中	• 麓先生に個別事前説明回りの際にヒアリング予定
建築審査会 （とBCJ評定の関係について）	• 非常時の避難にかかる公募条件 • 昇降技術は避難用途外で建築審査会を通過するのか？ • BCJ評定を取得したからといって建築審査会を通過するのか。通過できないケースはないのか？	市 JRI 竹中	5月	要確認	• 本件、要確認です • こちらを受けて、竹中との打合せが必要です。（BCJと竹中のT氏は良好なリレーションを構築しており、大幅に話が通りやすくなります）
建築物付加設備以外の許認可制度	• 同様に建築審査会までに認証取得するでよいか？（間に合うのか？）	JRI	6月上旬	済	• ヒアリングで確認したところ、一部事業者で、3年間の開発が必要なため、契約は事業者個別に期間を決めた方がよいです
避難誘導経路	• 被災時において、障害者も含め避難できる仕組みづくり • 竹中等とともに検討	市	年度内	仕掛中	• 防災評定等との兼ね合い • 年度内で一定の方向性を
ヒアリングでの質問、要望対応	• ヒアリングで事業者から出た回答が必要な要望・質問事項への対応	市 JRI	6月、7月	未着手	• ア社からの質問（0528共有済）、等々、検討が必要です。

取扱厳秘

5. 課題棚卸　検討事項リスト2）タスク 0630版

検討事項	概要	担当	期限	ｽﾃｰﾀｽ	備考
竹中との情報交換部会	• 会議体としての恒常化 • 当面は公募資料確定後に早々に開催	市 竹中 竹中 JRI	5月	仕掛中	• ⇒5/27実施 ⇒竹中から今後の会議予定の共有を要望されており、対応が必要 ⇒0623打診、0625リマインド中
	• 防火区画の追加設置等は竹中が担うべきという覚書（工事費がかかる事項について）が必要ではないか。何らかの契約的な握りが必要 • 今回の新技術についてB工事が発生しうる。通常は、新技術開発者負担となるが、課題は事業者が対象費用を見積もることが困難である点にある。 • そこで、先日の竹中打合せで貴市からご発言の通り、まずは貴市が負担いただき、竹中に設計施工依頼をかけることが望ましいのではないか。	市 竹中 竹中 JRI	年度内？	仕掛中	• 継続検討 ⇒市負担ではあるが、やり方については、今後も継続検討事項
BCJ昇降設備委	• 日程把握	市	5月	仕掛中	• いかがでしょうか？
参加者、外部機関へのヒアリング	• ヒアリング先に対して、とりまとめた公募諸条件（概要）を伝え、参加可能性を改めて確認 • 公募開始時期の改めての連絡とともに実施？	JRI	6月	済	• 事業概要書案及び対象先リスト案についてご確認いただけますか。
Webアンケート調査	• グリズデイル・バリー・ジョシュア氏が運営するサイト「アクセシブル・ジャパン」上などで訪日外国人の障害者向けに本公募に関するニーズ調査を依頼	市	昨年度業務	要確認	• これはやったのですか？ • 今後やりますか？ ⇒やらない想定でよいですか？
BCJ評定用のチェックリスト作成	• BCJとのやり取りを経つつ、とりまとめ	竹中	年度内	仕掛中	
天守閣内VR情報	• 本公募の参加者に対して情報提供	JRI 竹中	6・7月	仕掛中	• 参加者に提示する３D情報については、整理して竹中に返答予定（0527竹中打合せより）
スイス大使館サイバスロン連携	• 2019年度業務でリレーション構築したスイス大使館（鈴木恭子　在日スイス大使館科学技術部長）やサイバスロン（Roland Sigrist博士、実行委員長）との連携	JRI 市	7月	仕掛中	• 7月上旬にスイス大使館と打合せ予定 • 説明会でコメントもらうことを想定

取扱厳秘

5. 課題棚卸　検討事項リスト3）契約関係 0630版

検討事項	概要	担当	期限	ｽﾃｰﾀｽ	備考
Web・ロゴ事業者	• Web制作、ロゴ制作の再委託先契約更新	JRI	6月	仕掛中	• Web納品物について市確認中 • 再開後に今年度契約 ※下請負届、再々委託申請書（案）を作成し、提出（他も） ⇒6/30 13時から協議予定
映像事業者	• 映像制作の再委託先契約更新	JRI	6月	済	• 21年6月頃に第2弾契約想定 • ただし、金額圧縮での対応想定 ⇒7月から再委託開始
弁護士事務所	• リーガルチェック先として再委託	JRI	6・7月	済	• 6月18日より再委託開始
技術開発の支援	• 許認可制度設計に通じた事業者への再委託	JRI	4月	済	• 竹中へ再委託
翻訳事業者	• 公募資料一式の英訳 • Webサイトコンテンツの英訳 • 映像コンテンツの一部の公募情報	JRI	公募書類最終化後7月	未着手	• 出来高払い • 大幅に変更のため、費用は19年度業務と同程度の見込 ⇒コンタクト開始済
資料の英訳	• 公募資料について、全て英訳を行うか要確認	市	7月1週	未着手	• こちらご判断いただきたく（0630MTG資料）
通訳事業者	• 説明会、個別相談会、プレビュー会、技術相談会、審査	JRI	公募開始まで	未着手	• 21年度上期ににコンタクトから
クラウドファンディング事業者	• 大学、JICA、世銀のアントレプレナー担当部署への告知 • 研究開発を加速化させるためのクラウドファンディング • 公募終了後の実用化期間での契約受注者や選外となったが実用性が他分野で見出せそうな参加者へのファイナンス	JRI	5・6月	中断中	• 再開後に協議再開 • マッチングや開発加速化の支援（本編資料2-1．⑥参照） ⇒当面見送りでよいですか？

取扱厳秘

7. 次回アジェンダ

７月７日（水）０９：３０～１１：００　※オンライン会議
BCJ往訪が午後15時からですが、こちらご都合いかがですか？

1. 名古屋市からの情報共有など　・・・１０分程度

2. 公募資料の反映方針、及び公募資料修正確認　・・・４０分程度
   1. 公募スキーム（１０分）
   2. 公募要項修正（１５分）
   3. 審査基準修正（５分）
   4. 要求水準、別紙３修正（５分）
   5. 様式集、別紙２、４修正（５分）

3. 評価員・技術相談員会開催について　・・・１０分程度

4. 許認可制度調査　・・・１０分程度
   1. BCJからのフィードバックについて（フィードバックなければ切り詰め予定）
   2. BCJ昇降設備委員会日程を受けたタスクスケジュールについて

5. WEB・映像について　・・・１５分程度

6. 課題棚卸　・・・５分程度

7. その他
   ① 次回打ち合わせの議題について

R030628 版

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募

“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”

公募要項

20〇〇年〇月

名古屋市観光文化交流局

【 目 次 】

はじめに..... 1

１．技術公募の目的等..... 2

１－１．背景..... 2
１－２．目的..... 2
１－３．基本方針..... 2

２．技術公募の概要..... 6

２－１．募集する技術..... 6
（１）歩行作業を補助する技術（歩行にハンディがある方向け）..... 6
（２）移乗を必要とする昇降技術（車椅子の移乗ができる方向け）..... 6
（３）移乗を必要としない昇降技術（車椅子の移乗が困難な方向け）..... 6
（４）地上から大天守閣１階に直接入城可能な技術..... 6
２－２．採用枠..... 7
２－３．募集技術の採用数..... 7
２－４．募集技術に関する注意事項..... 7
２－５．事業期間..... 8
（１）技術公募期間..... 8
（２）協議期間..... 8
（３）実用化期間..... 8
（４）事業期間..... 8
２－６．昇降技術開発契約..... 9
２－７．昇降技術導入契約..... 9
２－８．契約金額の上限..... 9

３．技術公募の流れ等..... 10

３－１．募集から実用品開発までの流れ..... 10
３－２．技術公募に関する説明の機会..... 11
（１）説明会..... 11
（２）技術相談..... 11
（３）ワークショップ..... 11
（４）技術対話..... 12
（５）二次募集に係る告知..... 12

４．審査（契約候補者の決定）..... 13

４－１．審査の目的..... 13

４－２．評価員 13
４－３．審査手順 14
（１）書類による審査 14
（２）プレゼンテーションによる審査 14
４－４．提案概要の公表 15
４－５．利用者からの意見聴取（ワークショップの開催） 15
４－６．技術対話 15
４－７．提案資料の再提出 15
４－８．審査における選定結果の通知及び公表 16
４－９．２次募集について 16
（１）趣旨 16
（２）２次募集実施の流れ 16
（３）審査方法、審査基準 16
（４）その他 17

５．協議期間 18

５－１．協議の目的 18
５－２．具体的なコメント反映の方法 18
５－３．概算見積もりの提出 18
５－４．スケジュール 18
５－５．主な会議体 19

６．実用化期間 20

６－１．昇降技術開発契約までの流れ 20
６－２．昇降技術開発契約 20
６－３．昇降技術導入契約 20
６－４．契約金額の上限 21
６－５．契約金支払い 21
６－６．契約の中止・取り消し 21

７．参加者への支援体制 22

７－１．技術相談 22
（１）概要 22
（２）技術相談員 22
７－２．階段体験館の利用 22
７－３．その他支援の考え方 22
７－４．技術対話 23

（１）概要 23
（２）内容 23
ア　技術提案の確認 23
イ　発注者からの改善要請 23
ウ　自発的な技術提案の改善 24
エ　文書による改善要請事項の提示 24
（３）実施スケジュール 24
（４）情報の取扱い 24

８．申請手続き等 25

８－１．参加要件 25
８－２．途中辞退の可否 27
８－３．申請書類の様式 28
８－４．申請方法 28
（１）参加表明 28
（２）審査書類 29
（３）技術公募に関する質問 29
８－５．問い合わせ先及び申請書類の送付先 29

９．市から提供する情報 30

１０．禁止事項等 31

１０－１．申請書類の虚偽記載の禁止 31
１０－２．参加者と評価員及び竹中工務店との事前接触の禁止 31

１１．その他 32

１１－１．使用言語、通貨、時間 32
（１）使用言語 32
（２）通貨 32
（３）時間 32
１１－２．遵守すべき基準、法令等 32
１１－３．知的財産権等 32
１１－４．情報管理 32
（１）情報管理体制 32
（２）情報取扱いにおける責任の所在 33
（３）参加者による技術公募参加のＰＲ 33
１１－５．応募に係る費用の負担 33
１１－６．技術開発に係る事故の責任 33

１１－７．失格事由 33
１１－８．名古屋城天守閣整備事業 34
１１－９．日本語版公募要項等の優先 34
別紙一覧 35

はじめに

名古屋市（以下「市」という。）は、名古屋城天守閣を史実に忠実に復元するにあたり復元天守閣の昇降技術を実用化し、導入するため、「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募」（以下「技術公募」という。）を行います。

１．技術公募の目的等

１－１．背景

名古屋城の敷地は 1932 年に旧史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定され、1952 年に現文化財保護法により特別史跡として指定されています。名古屋城天守閣は、1612 年に完成し 1930 年に城郭建築として国宝第１号に指定されましたが、1945 年に戦災により焼失しました。

その後、1959 年に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されましたが、再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している状況です。

天守閣を木造により復元する名古屋城天守閣整備事業は、このような現天守の課題を解決するだけでなく、豊富な史料を基に真実性の高い復元を行うことにより、復元された本丸御殿と相まって、特別史跡名古屋城の本質的価値の理解を促進させ、観光面の魅力を向上させるものです。

また、現代社会において、障害のある方や高齢者を含むすべての人が共に文化財を快適に親しむことができるようなバリアフリー化は重要です。そのため、木造天守閣の史実に忠実な復元とバリアフリー化の両立が求められています。

１－２．目的

天守閣を木造で復元するには、バリアフリーに対応する通常のエレベーターを設置することができないため、前項の背景を踏まえ、障害のある方や高齢者を含むすべての人が木造天守閣を昇降できるよう、革新的な昇降技術を世界中から募り、実用化して木造天守閣へ導入することを目的とします。

史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立し、先進的バリアフリー技術をものづくりのまち名古屋から発信し、展開していきます。

１－３．基本方針

市は、木造復元天守閣の昇降について「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を 2018 年５月 30 日に定めており、技術公募はこれに基づき行われます。また、2020 年４月３日衆議院国土交通委員会、５月 12 日参議院国土交通委員会において、「高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議」が合意されており、この趣旨も踏まえることとします。

さらに、2019 年 10 月に名古屋市が公表した「名古屋市総合計画 2023」では、SDGs の達成に向けてその理念を踏まえ、経済・社会・環境が調和した持続可能なまちづくりを積極的に進めていくこととしています。これを受けて制定された「名古屋市ＳＤＧｓ未来都市計画」における都市像や、長期的な展望に立った持続可能なまちづくりの観点にも十分留意します。

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

1．　基本的な考え方

・　本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。

・　名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。

・　市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに 1945 年５月 14 日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。
したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。

・　50～100 年で再度「国宝」になることを目指す。

・　ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022 年の完成時期（※１）に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2．　現天守閣の現状

・　現天守閣は５階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、１階の東側及び北側の一部と７階の展望室からに限られているが、７階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3．　内部エレベーター

・　内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が４人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅 80cm、奥行き 100cm 程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅 65cm、長さ 100cm 程度（電動車いすは幅 65cm、長さ 105cm 程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

４．　外部エレベーター

・　都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。

・　その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。（※２）

５．基本方針

・　史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方がみることができる眺望としては、現状は１階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。

・　例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてＶＲ技術を活用した体感施設の設置を行う。

・　新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。

・　また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。

・　姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。

・　再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

※１　2022 年の完成時期は 2018 年５月 30 日時点での予定時期となっています。
　　現在の木造天守閣の完成時期は 20●●年●●月を予定しております。

※２　内部エレベーターの設置が困難な理由

　木造天守閣は地震等で大きな揺れが発生した際に、鉄骨造や鉄筋コンクリート造に比べて揺れが大きい一方、鉄骨のエレベーターシャフトはそれに比べて揺れが小さく、両者がぶつかり建物が損傷してしまう可能性があります。そのため、エレベーターシャフトと木造天守閣の離隔を十分に取らなければなりません。

　また、階層毎に柱・梁の位置が揃っておらず、柱・梁を切り欠くことなく、最上階まで通貫した空間を確保することは困難です。

　上記の理由から、階層毎の柱・梁を切り欠くことなくエレベーターを設置するための平面的な面積を確保するのは困難であると考えます。

高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議（令和２年４月３日衆議院国土交通委員会、５月 12 日参議院国土交通委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。 ～中略～ 十八　障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。右決議する。

名古屋市 SDGｓ未来都市計画　（令和元年　名古屋市）

都市像１　人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち ◇ 人権が尊重され、誰もが生きがいを持って生活できるまち 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、自分らしく生活している。また、誰もが意欲を持って働き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現しているとともに、スポーツや趣味などの活動、仲間づくりを通じて、社会とのつながりの中で生きる喜びを感じながら生活している。 ◇ 高齢者や障害者をはじめ誰もが不安なく、自立して生活できるまち 経済状況や家庭環境などに関わらず、誰もが適切な医療を受けられるとともに、地域社会の中で互いに支え合い、心身ともに健やかに安定した生活を送っている。また、介護を必要とする高齢者や障害者など支援を必要とする人々が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して自分らしく暮らしている。 ◇ 多様な人々が自分らしく活躍できるまち 市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことで健康寿命を長く保つとともに、高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な技能・経験を仕事や地域活動に活かしている。また、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず誰もがその能力を十分に発揮して社会の中で活躍しているとともに、安心・安全に暮らしている

２．技術公募の概要

２－１．募集する技術

募集する技術は、「大天守地階から可能な限り上層階まで昇降できる技術」とします。

この技術に関して、以下の４つの技術例を想定しています。あくまで以下の技術は例示であり、ここに含まれない技術の応募を妨げるものではありません。

（１）歩行作業を補助する技術（歩行にハンディがある方向け）

足の不自由な方の階段昇降を補助する技術を募集します。

（２）移乗を必要とする昇降技術（車椅子の移乗ができる方向け）

車椅子を使用しており、別の機器への移乗が可能な方の昇降を補助する技術を募集します。

（３）移乗を必要としない昇降技術（車椅子の移乗が困難な方向け）

車椅子を使用しているが他の機器への移乗が困難なため、車椅子に乗ったまま昇降をすること、または床開口部を垂直昇降する技術を募集します。

（４）地上から大天守閣１階に直接入城可能な技術

地上から大天守閣１階東面へ直接入城することを可能にする技術を募集します。

募集技術のイメージ

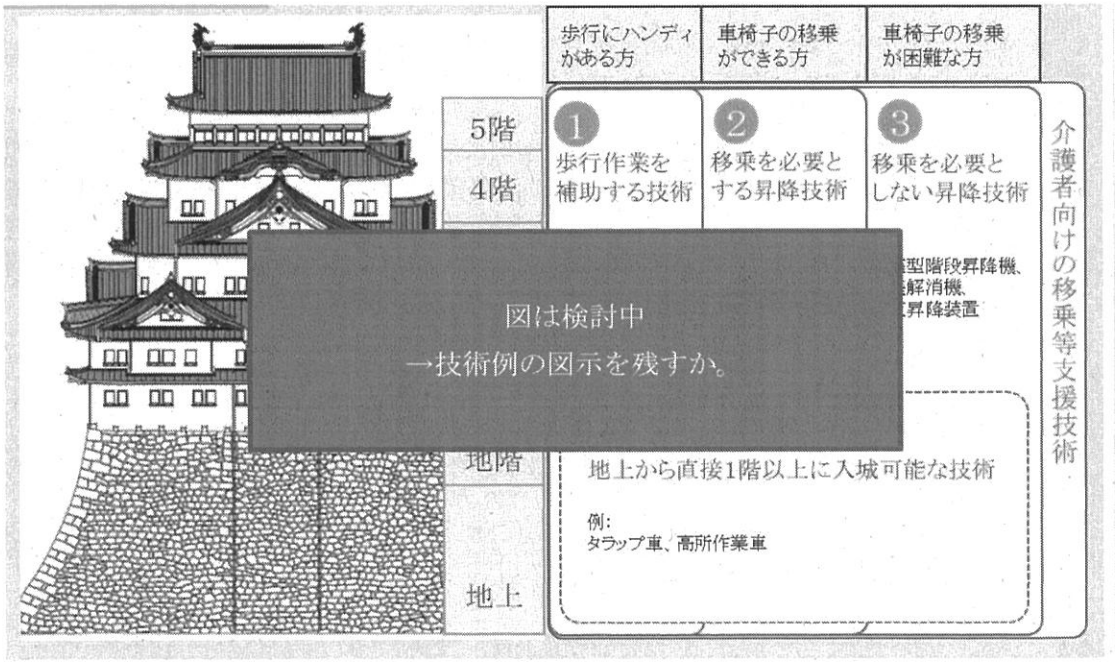

２－２．採用枠

応募者は、以下の３つの動線に応じた採用枠から、応募に参加する採用枠を選択します。

（１）　階段を昇降する技術（地階から最上階５階まで）

（２）　１階層ごとに垂直昇降する技術（小天守から地階経由で４階まで）

（３）　地上から１階に直接入場する技術

採用枠のイメージ

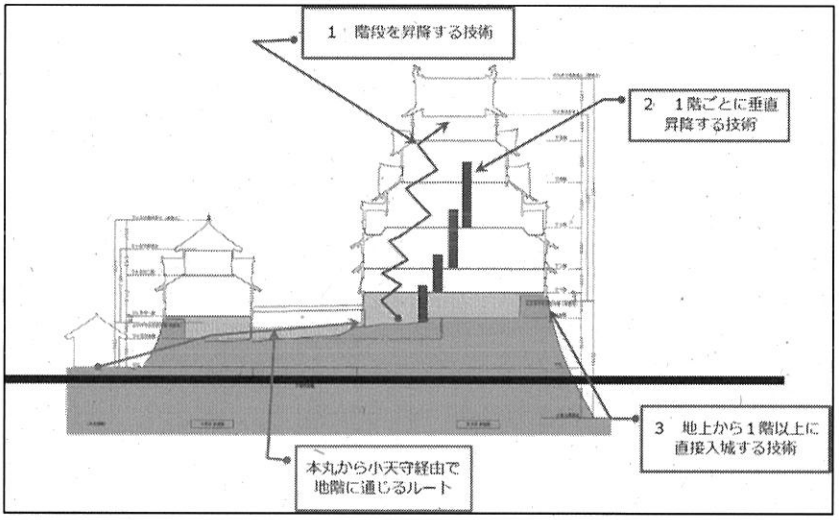

２－３．募集技術の採用数

審査では、「大天守地階から可能な限り上層階まで昇降できる技術」を選定する趣旨のもと最優秀者を一者選定します。

最優秀者選定の後、複数技術が補完し合うことを通じて「史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立」を実現するため、審査（二次募集）を実施し、二次募集時優秀者を選定します。最優秀者を補完する目的のもと、二次募集時優秀者は最優秀者が選定された採用枠とは別の採用枠から１者のみ選定されることとします。また、審査・審査（二次募集）の結果、採用に足る技術のない採用枠については、採用を見送ります。

２－４．募集技術に関する注意事項

募集する技術は、停電、火災、地震等の災害に対して対応できることを求めます。

なお、柱や梁などを切り欠かずに床・壁に開口を設けることを可とし、エレベーター技術を対象から排除するものではありません。

２－５．事業期間

（１）技術公募期間

時期：２０２１年９月から２０２２年末の最優秀者及び二次募集時優秀者の決定まで

技術公募開始（公募要項等の公表）から、技術公募後の審査又は審査（2 次募集）の結果、最優秀者又は二次募集時優秀者に選定された後決定される者で、今後実用化に向けた契約（以下「昇降技術開発契約」という。）に向けた協議を行う者（以下「契約候補者」という。）を選定するまでの期間。昇降技術の提案を全世界から受け付け、書類等にて審査を実施し、最優秀者等を選定します。最優秀者等は契約候補者として、契約協議及び実用化に向けた検討を実施します。

※最優秀者等・・・審査の結果選定される最優秀者及び審査（二次募集）の結果選定される二次募集時最優秀者を指します。

（２）協議期間

時期：２０２２年度中

契約候補者決定後、昇降技術開発契約を結ぶまでの期間。詳細は「５．協議期間」参照。

（３）実用化期間

時期：２０２３年４月以降

協議期間後、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を経て、木造天守閣で製品稼働が可能になるまでの期間。詳細は、「６．実用化期間」参照。

（４）事業期間

時期：２０２１年９月～木造天守閣で製品稼働が可能になるまでの期間

技術公募開始から導入（設置等）契約を結ぶまでの期間を示します。

技術公募期間、協議期間、実用化期間のイメージ

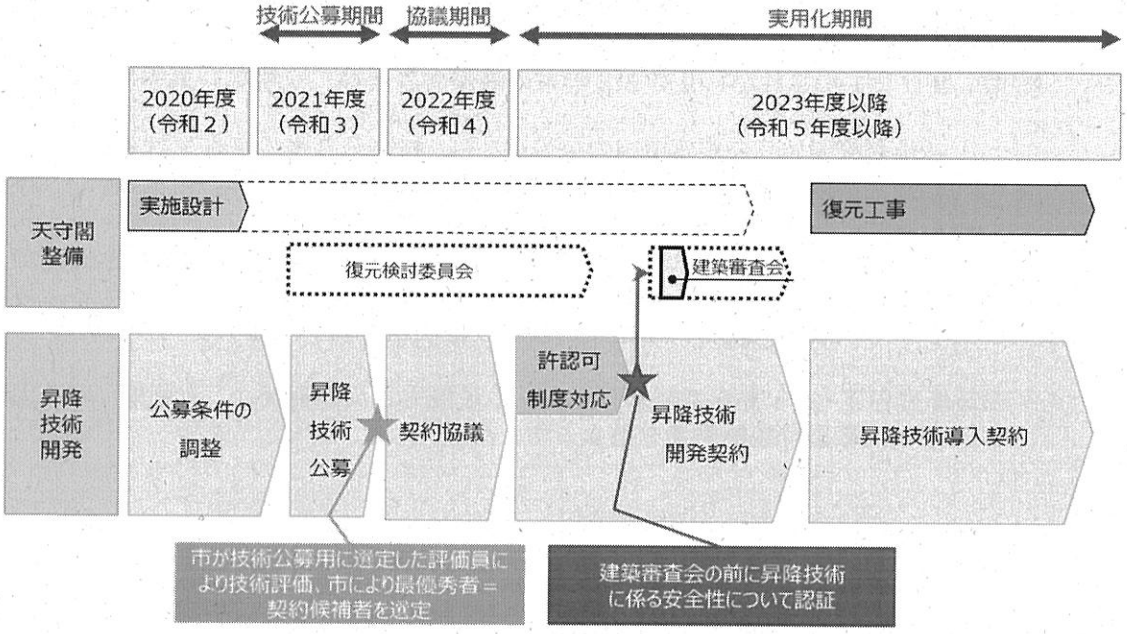

２－６．昇降技術開発契約

市は、技術公募及び協議期間を経て、選定した契約候補者と昇降技術開発契約を締結します。昇降技術開発契約締結者には、試作機ベースでの高齢者・障害者からの評価・改善点の指摘を受けながら技術開発していただくとともに、安全認証の取得を目指していただきます。また、許認可制度への対応もこの期間に実施していただきます。

２－７．昇降技術導入契約

昇降技術開発契約にて実用品開発を経た者について、設置及び開業前試運転を求める「昇降技術導入契約」を別途締結します。昇降技術開発契約で盛り込んだ技術を、木造天守閣に実際に設置することを目的とした契約を締結します。実際の設置は、木造天守閣の工事の進捗状況も踏まえて時期・手法等を他事業者と協議しつつ進めます。

２－８．契約金額の上限

「昇降技術開発契約」と「昇降技術導入契約」の契約金額の上限は併せて２億８千万円（税込）とします。「昇降技術開発契約」と「昇降技術導入契約」の契約金額の内訳は、契約候補者から提出される見積等を踏まえつつ、協議のうえで決定します。

３．技術公募の流れ等

３－１．募集から実用品開発までの流れ

内　　容	時　　期	備　　考
説明会	2021 年９月中旬頃	
参加表明書類提出期限	2021 年９月下旬～10 月上旬	
技術相談期間	2021 年 10 月～12 月頃	
提案書提出期限	2021 年 12 月初旬	
ワークショップ	2021 年 12 月中旬頃	
評価員 技術相談員会	2021 年 12 月下旬頃	
技術対話	2022 年１月初旬頃	
提案書再提出期限	2022 年２月初旬頃	
審査（評価員会）	2022 年２月中下旬頃	
最優秀者選定	2022 年２月下旬頃	
二次募集の告知	2022 年２月末頃	
二次募集（書類提出締切）	2022 年３月上旬	
審査（二次募集）	2022 年３月中下旬	
二次募集時優秀者選定	2022 年３月下旬	
協議期間	2022 年４月～2023 年３月	
実用化期間	2023 年４月以降	

※最優秀者選定後、契約候補者に 2022 年の７月を目途に暫定の概算見積もりの提出を改めて求める予定。

※ 詳細な日程は、決定後、市の担当課と技術公募における支援業務委託者（以下、まとめて「事務局」という。）にて運営する技術公募に関する情報等をとりまとめたホームページ（以下「技術公募ホームページ」という。）に掲載予定です。

（技術公募ホームページ URL）　https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/

スケジュール概要

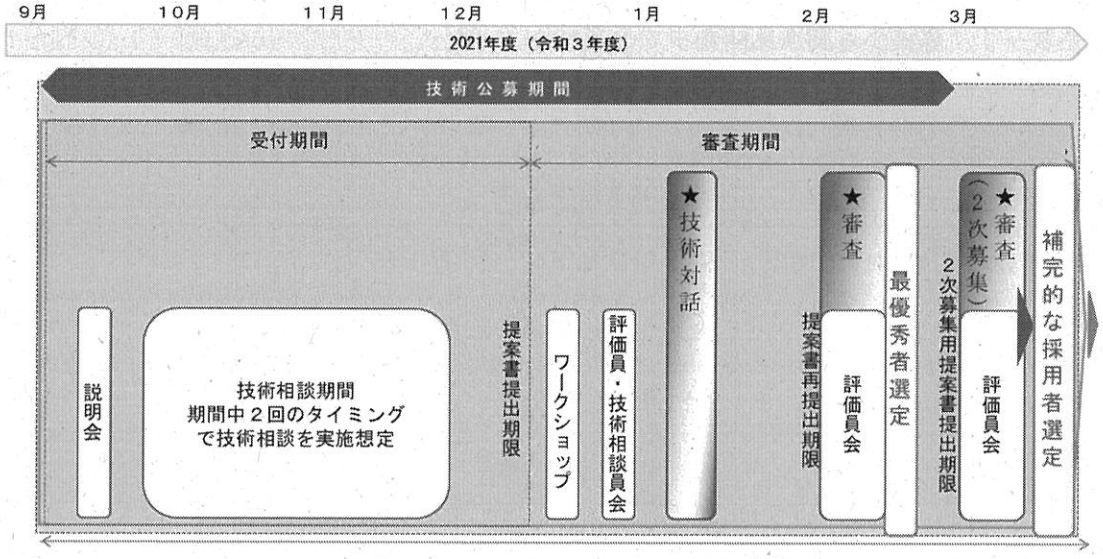

３－２．技術公募に関する説明の機会

（１）説明会

技術公募への参加を望む者（以下「参加者」という。）向けに公募説明会を実施します。日程などの詳細については、技術公募ホームページで公表します。

（２）技術相談

提案書提出前の段階で、参加表明書提出者の提案内容をより実現可能性の高いものにするため、市が指名した技術相談員が参加者の技術に対する安全性、有用性の検証などの相談に応じる場を設けます。詳しくは７－１を参照してください。

（３）ワークショップ

技術概要に関して障害者や高齢者等の利用者から意見を募るワークショップを開催し、利用者の観点から改善点や課題等を指摘・整理する場です。このワークショップにおける意見・要望は、評価員に伝えられ、必要に応じて審査の観点に反映されます。

利用者の意見・要望の反映の流れイメージ

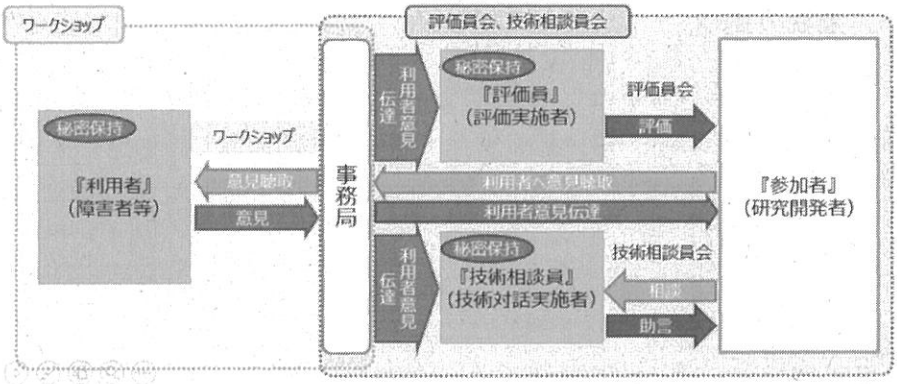

（４）技術対話

建築物に関する安全性確保のため、求められる要求水準、とりわけ加点対象要求水準について参加者の理解を促進させ、要求水準を実現しうるに足る開発計画にすることを目的とした技術対話を開催します。詳しくは７－４を参照してください。

（５）二次募集に係る告知

最優秀者選定の後、二次募集が実施される場合には、本審査参加者（最優秀者及び最優秀者の採用枠に属するものを除く。）に対して、二次募集の契約金額や二次募集に参加するにあたって必要な手続きを連絡します。詳しくは「４－９　二次募集について」を参照してください。

４．審査（契約候補者の決定）

４－１．審査の目的

審査は最優秀者を選定し、契約候補者を決定することを目的に実施します。参加者は、審査には木造天守閣の昇降に必要な全ての機能を実装している試作機を用いて参加することとし、審査では昇降技術導入契約までに実用品開発、実機製造、導入ができるかの可能性を審査します。

４－２．評価員

市が指名した評価員によって評価を行い、最優秀者を評価員の意見を受けて市が選定します。

評価員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
建築 バリアフリー	一般社団法人バリアフリー総合研究所 ＵＤ－ラボ　東海　代表理事	阿部　一雄
建築史・意匠	名古屋工業大学名誉教授 名古屋市文化財調査委員会委員 （建造・町並み部会 部会長）	河田　克博
インバウンド 利用者	観光地のバリアフリー情報 「アクセシブル・ジャパン」運営代表	グリズデイル・ バリー ジョシュア
制御工学	名古屋工業大学特任教授、 技術士（情報工学部門）、ごきそ技術士会会長	田中　秀和
福祉機器の 開発等研究	名城大学理工学部准教授	塚田　敦史
経営	ボーダレス・プランニング株式会社代表取締役	山本　辰久

（敬称略・50 音順）

※参加者は、技術公募の審査に有利になることを目的として評価員と接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

※名古屋城天守閣整備事業において、市は株式会社竹中工務店と基本協定を締結しております。技術公募の審査に有利になることを目的として、参加者が竹中工務店と直接接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。但し、建築の仕様等で竹中工務店に確認したい事項については、事務局を通じて、竹中工務店に確認することは可能ですので、事務局へご相談ください。

４－３．審査手順

「書類による審査」と「プレゼンテーションによる審査」の評点を合算して、総合的に審査を行います（**「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募　審査基準」**参照）。参加者が１者の場合でも審査は成立するものとします。当該参加者から提出された提案内容等々が、評価基準に基づき審査を行い、その結果、最低要求水準を満たすことができていない場合は、最優秀者として選定しないこととします。

（１）書類による審査

事務局により審査参加申請書類に不備がなく参加要件を満たしているかを確認した後、評価員が書類による評価を行います。参加者が多い場合には、参加人数を限定する可能性がある事はご了承ください。

（２）プレゼンテーションによる審査

ア　概要

「プレゼンテーションによる審査」では、提案者は、参考となる資料等を利用しつつプレゼンテーションを行い、評価員によって審査がなされます。

参考となる資料等としては、独自環境（※１）における試作機の稼働の様子を示す映像のほか、パネルによる説明資料等を想定しています。独自環境の整備は必ずしも求めません。

参加者の参加方法はオンラインもしくは対面の選択制とします。このプレゼンテーションについて、評価員による審査を受け、最優秀者を決定します。（別紙４参照）

また、参考となる資料等を作成するため、階段体験館（※２）における写真撮影・撮影等も認めます。（別紙２）ただし、その場合は、映像記録の撮影時に階段体験館を安全に利用できるかを事前に検証する「安全性検証」に協力することを求めます。

独自環境もしくは、階段体験館のいずれを選択した場合でも審査基準に則り公正に評価がなされるため、いずれかが審査において有利に働くことは全くありません。

※１　独自環境：プレゼンテーション審査において、復元される木造天守閣の階段等を想定した環境を参加者が独自に整備し、試作機等が昇降できることを示すもの。

※２　階段体験館：木造天守閣の階段の一部を再現した実物大模型の展示施設である「名古屋城木造天守閣階段体験館ステップなごや」のことをいう。

イ　審査対象となる動作

階段を使用する技術については、階段を昇り、降りるまでの一連の動作とします。その際、復元される木造天守閣を想定し、踊り場での転回動作についても行っていただきます。

なお、階段を使用しない技術については、階層の上下移動を繰り返すことが可能

かを示していただきます。

ウ　安全性検証

階段体験館にて試作機等を用いた写真・映像記録等の撮影を行う場合には、試作機を動作させても安全性に問題がないか、評価員による検証を行います。

安全性検証は、書類による審査にあわせて実施するとともに、参加者が階段体験館を利用する直前においても実施します。

安全性検証に際して、参加者は「技術公募ホームページ」上において掲載予定の安全性検証チェックリストに基づき、安全対策を様式２－３に記載してください。

安全性検証の結果によって、参加者の階段体験館での写真・映像記録等の撮影に制限を加えることがあります。参加者は市の職員の指示に必ず従ってください。

４－４．提案概要の公表

試作機等の技術の概要である「提案概要（様式１０）」は原則公開とします。「技術概要」は、ワークショップ（後述）等における議論の基礎資料として利用することを予定しています。

４－５．利用者からの意見聴取（ワークショップの開催）

参加者の提案技術に関して障害者・高齢者等の利用者から意見を募るワークショップを開催する予定です。このワークショップにおける意見・要望は、評価員に伝えられます。

４－６．技術対話

建築物についての安全性確保のため、求められる要求水準、とりわけ加点対象要求水準について参加者の理解を促進させ、要求水準を実現しうるに足る開発計画の作成を支援する「技術対話」の機会を設けます。詳しくは、「７－４」を参照してください。

４－７．提案資料の再提出

2021 年 11 月初旬に一度提出いただいた提案資料について、技術対話の後、再度修正を加えた提案資料の提出を認めます。期限は 2022 年２月初旬とします。

４－８．審査における選定結果の通知及び公表

審査の結果は、各参加者に通知し、参加者の名称、点数、順位を技術公募ホームページ等で公表します。（最優秀者の名称、技術概要等は原則公表します。）

また、契約締結後に、名古屋市の調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」でも公表します。

４－９．二次募集について

（１）趣旨

最優秀者選定後、複数技術が補完し合うことを通じて「史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立」を実現するため、審査（二次募集）を実施し、二次募集時優秀者を選定します。最優秀者を補完する目的のもと、二次募集時優秀者は最優秀者が選定された採用枠とは別の採用枠から一者を選定します。

（２）二次募集実施の流れ

最優秀者選定後、事務局にて契約金額の余剰が一定額以上見込まれるか確認した後、2次募集の実施可否を検討します。

二次募集が実施される場合、本審査参加者（ただし、最優秀者及び最優秀者の属する採用枠の参加者を除く）に対して、事務局より二次募集の契約金額上限を告知します。その契約上限金額を踏まえて、３月上旬を目途に新たな見積書及び提案資料の提出を受け付けます。

（二次募集　スケジュール）

内　　容	時　　期	備　　考
二次募集の告知	2022年２月末頃	
二次募集（書類提出締切）	2022年３月上旬	
審査（二次募集）	2022年３月中下旬	
二次募集時優秀者選定	2022年３月下旬	

（３）審査方法、審査基準

審査（二次募集）における、審査方法・審査基準は、「４－３　審査手順」に示す、本審査と同様の内容を想定しています。審査の結果、二次募集時優秀者を一者選定したのち、最優秀者と同様、契約候補者として決定することとします。

（４）その他

審査・審査（二次募集）の結果、採用に足る技術のない採用枠については、採用を見送ります。

５．協議期間

５－１．協議の目的

契約候補者は、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約に向けた協議を市との間で行います。また、契約候補者は、協議期間に設置される会議体（５－４を参照のこと。）からのコメントを開発要件・契約要件に反映することを通じて、障害者や高齢者を含むすべての人が利用できる設備の開発を目指します。

５－２．具体的なコメント反映の方法

各会議体において指摘された意見等を、市が取りまとめ、契約候補者へ伝えます。契約候補者はコメントを開発要件・契約要件に落とし込み、技術への反映を検討します。2022 年度７月末～８月初旬をめどに契約条件整理初版を完成させ、2023 年３月に最終版の策定を目指します。

また、契約候補者は、各種会議体に参加するとともに、質問への回答等の対応も行います。その他、文化庁からの復元許可に係る書類作成・打ち合わせ等にも協力を求めることがあります。また、安全性の確認のため、関係機関との協議を想定しており、その際の会議出席・資料の作成等も求めることをご了承ください。

2022 年度１月をめどに許認可制度取得計画の策定を目指します。

５－３．概算見積もりの提出

契約候補者の決定後、契約候補者に対して暫定の概算の見積もりの提出を求めます。期限は 2021 年の７月末目途を見込んでいます。協議期間の内容を反映させる前の概算になるので、あくまでその時点のものと考えていただいて構いません。内容・期日の詳細については、契約候補者の決定後、改めて市との協議のうえで決定します。

５－４．スケジュール

2022 年４月～７月　各会議体の開催、意見のとりまとめ、必要な条件等の整理

2022 年７月末～８月初旬　「名古屋城木造天守閣の昇降に関する昇降技術開発契約に係る条件整理」初版の策定、暫定見積もりの提出

2022 年 11 月～2023 年１月　許認可制度取得計画の策定

2023年３月　契約条件の最終化

５－５．主な会議体

協議期間に設置が予定されている主な会議体は以下の通り。契約候補者には、以下の会議への出席とともに、書類作成・質問への応答等を求めます。

会議名	位置づけ	参加者
全体整備検討会議	天守閣復元事業全体に係る検討会を行う。	市、竹中工務店　等
バリアフリー協議会（新設）	バリアフリー検討会議、障害者団体連絡会の参加者が集まり、木造天守のバリアフリー技術全般について検討を行う。	名古屋市 有識者 （バリアフリー検討会議） 障害者団体連絡協議会構成員 ワークショップに参加した高齢者、障害者 一般市民
バリアフリー検討会議	昇降技術に関する利用者目線でのフィードバック、木造天守全体のバリアフリー化（スロープ等）に検討を行う。 ※一般公開	障害者関係団体
障害者団体連絡会・ワークショップ	技術公募に係る昇降技術について、利用者のフィードバック等を行う。 ※一般非公開 ※公募期間はワークショップ、協議期間は障害者団体連絡会という名称。	一般の障害者・高齢者
評価員会	協議期間における昇降技術開発契約締結前の優秀者の技術開発状況等に対する評価を行う。	評価員
技術相談員会	技術公募、協議期間、実用化期間を通じた技術開発に対する相談に対応する。	技術相談員

６．実用化期間

６－１．昇降技術開発契約までの流れ

市は、最優秀者が提案した技術の確認を行い、木造天守閣への導入の可能性等を総合的に検討した上で、最優秀者を「契約候補者」として決定します。その後、「５．協議期間」を経て、開発要件・契約要件の整理を行います。

協議期間終了後、契約候補者は、速やかに市に実用品開発計画書と見積書を提出してください。市と契約候補者は、実用品開発計画、開発技術導入方法及び価格等について協議し、双方が合意し、かつ契約のための予算が名古屋市議会で議決された場合、契約候補者は「契約候補者」として実用品開発の契約を市と締結します。「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年 3 月 27 日条例第 43 号)」に該当する場合は、名古屋市議会の議決が必要になります。

昇降技術開発契約までに契約を締結するために必要な手続き（建設業許可取得等）や新技術を導入する事業への実施体制等を満たすなどの準備は終えるようにしてください。

また、並行して安全認証等の取得を図る必要があります。このための関係機関との協議も滞りなく進め、実用化期間中の認証取得を目指します。安全性認証は少なくとも、建築審査会が開催される前には取得することを求めます。具体的な時期については詳細が決まり次第改めて連絡します。

文化庁及び木造天守閣の設計・施工を請け負う株式会社竹中工務店との調整が必要になることもご留意ください。

６－２．昇降技術開発契約

市は、技術公募及び協議期間を経て、選定した契約候補者と昇降技術開発契約を締結します。昇降技術開発契約締結者には、試作機ベースでの高齢者・障害者からの評価・改善点の指摘を受けながら技術開発していただくとともに、安全認証の取得を目指していただきます。また、許認可制度への対応もこの期間に実施していただきます。

万が一、契約候補者と契約できなかった場合は、次点者以降のものと契約する場合があります。

なお、提出する見積もりには製品導入までの、試作機の開発費用、実用品開発費用、許認可取得にかかる費用、製造費用、製品導入工事費用、輸送費用、本技術開発について会議体に出席を求められた場合の渡航費・搬送費など、木造天守閣で製品稼働が可能になるまでのすべての費用を含むこととします。また、

ただし、昇降技術開発契約と昇降技術導入契約の金額の内訳がわかるように作成してください。

６－３．昇降技術導入契約

契約候補者には、試作機に基づいて、実用品開発を行い、木造天守閣に実機を導入することまでが求められます。導入に当たっての設置、開業前試運転等を行う契約を「昇

降技術導入契約」と呼びます。

木造天守閣復元のスケジュールを踏まえつつ、設置・開業前試運転等を行う必要があるため、明確なスケジュール・内容は確定し次第、別途HP等にて連絡をします。

６－４．契約金額の上限

「昇降技術開発契約」と「昇降技術導入契約」の契約金額の上限は併せて２億８千万円（税込）とします。「昇降技術開発契約」と「昇降技術導入契約」の契約金額の内訳は、契約候補者から提出される見積等を踏まえつつ、協議のうえで決定します。

６－５．契約金支払い

契約金の支払いについては、市と契約候補者の協議によるものとします。例えば、工事請負契約であれば、前払金の支払いをすることができる可能性があります。

支払いについては、日本円で行います。契約候補者は、日本円口座をあらかじめ開設し、市の口座登録をしてください。

６－６．契約の中止・取り消し

名古屋市議会において予算の議決がされなかった場合、契約候補者が失格事由に該当した場合、その他の理由で契約候補者が昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結することができなくなった場合は、事業を中止し、契約の締結を行わないことがあります。その場合でも、公募の参加に要した費用は参加者が負担するものとします。申請内容に虚偽等が判明した場合、契約にあたって付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、明らかに開発の継続が困難となった場合等には、契約締結後であっても契約を解除し、既支払済金の返還請求、損害賠償請求を行うことがあります。

７．参加者への支援体制

７－１．技術相談

（１）概要

応募内容をより実現可能性の高いものにするため、市が指名した技術相談員が参加者の技術に対する安全性、有用性の検証などの相談に応じる場（以下「技術相談」という。）を設けます。対象者は参加表明書を提出済みの者とします。技術相談は事務局が主催となり開催します。

技術相談には、必ずしも、全ての技術相談員が参加できるわけではありません。また、参加者が直接技術相談員へ接触し、技術相談することは禁止します。

なお、技術相談の時間帯は、日本時間９時から 17 時のうち、最大２時間程度とします。

（２）技術相談員

市が指名した技術相談員によって技術相談を行います。

技術相談員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
ＩＣＴ技術 利用者	ＡｉＶＩＥＷ 代表 技術士（情報工学部門）	石川　英司
総合技術管理	ごきそ技術士会、技術士（電気電子部門／総合技術監理部門）、日本技術士会中部本部倫理委員会委員	鈴木　克彦
建築史 文化財保存修理	名古屋工業大学名誉教授	麓　　和善
機械安全 ロボティクス	名古屋大学大学院工学研究科教授	山田　陽滋

（敬称略・50 音順）

７－２．階段体験館の利用

参加者は階段体験館を利用して、実機の動作試験などを行うことができます。（別紙２参照）

階段体験館を利用したい場合は、参加者は、原則、希望日の２週間前までに申し込み、市と調整の上、使用日時を決定することとします。使用できる時間は日本時間９時から 17 時までとします。

７－３．その他支援の考え方

参加者の応募技術をより向上させるために、参加者が秘匿を望まない限り技術公募

ホームページに技術概要を掲載するなど広く公表し、多様な技術連携やアイデアを実験する機会を創出します。

また、参加者の判断で民間企業や業界団体とのマッチング、他のアイデアコンテスト等の賞金獲得、クラウドファンディング等を活用することも可能とします。

７－４．技術対話

（１）概要

技術対話は、建築物についての安全性確保のため、求められる要求水準、とりわけ加点対象要求水準について参加者の理解を促進させ、要求水準を実現しうるに足る開発計画の作成を支援することを目的とします。

参加者は、技術相談員と対話のうえ、必要な修正点・改善点の把握に努めます。その後、必要に応じて要求水準を全て充足しうるよう提案書への反映・再提出を実施します。技術対話の過程は、最優秀者選定・公表後に概要を公表する予定です

（２）内容

ア　技術提案の確認

参加者から技術提案の特徴や利点について事務局は概要説明を受け、技術開発上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行います。

また、技術対話に先立ち、事務局は事前に評価員・技術相談員会からの技術提案についての技術的な確認事項について照会・コメントを受けたうえで臨みます。

イ　発注者からの改善要請

事務局は、技術提案の内容に要求水準を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求めます。また、提案内容を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めることもあります。

技術提案中に最低要求水準を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとします。

技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず特定の者だけに改善を求めるなど、特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であります。そのため、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、参加者間の公平性を保つよう努めます。

ウ　自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けます。

エ　文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

（３）実施スケジュール

2022 年 1 月上旬：技術対話実施

2022 年 1 月末　：提案書再提出期限

（４）情報の取扱い

技術対話において他の技術提案の内容、競争参加者数等の他者に係る情報は一切参加者に提示しません。最優秀者選定・公表後に、技術対話に至る過程の概要を公表します。

８．申請手続き等

８－１．参加要件

参加者は、大学、研究機関、民間企業、個人を問いません。

審査参加にあたっては、次の①～⑦の要件を審査参加申請書類の提出期限の日時点で満たしている必要があります。

また、必要に応じて、参加者同士による共同事業体の組成も認めます。共同事業体を組成する場合には、構成する各事業者が同様に次の①～⑦の要件を満たしている必要があります。

① 次の税を滞納している者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、納税していないものとみなす。）でないこと。

ア 市町村民税

イ 固定資産税

ウ 消費税及び地方消費税

② 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第 167 条の４第１項に該当しない者であること。

④ 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に該当する事由があった後３年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑤ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものでないこと。

⑥ 次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

⑦ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が新技術公募に参加しようとする者等でないこと。

⑧～⑩の要件については、①～⑦に追加して、昇降技術開発契約までに満たすことが

必須の条件となり、一次審査、最終審査における加点要素にもなります。

⑧　事業に参加でき、かつ、昇降技術開発契約締結・契約履行を的確に遂行可能な技術的能力を有すること。

⑨　事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

⑩　事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力（設置工事となる場合、必要となる建設業の許可等）を有すること。

必要となる資格要件と時期の関係一覧

	参加表明	昇降技術開発契約
①	○	○
②	○	○
③	○	○
④	○	○
⑤	○	○
⑥	○	○
⑦	○	○
⑧	—	○
⑨	—	○
⑩	—	○

※　○は必須要件、△は加点要件

８－２．途中辞退の可否

審査後、契約候補者に決定された後は、原則として途中辞退は認められないものとします。

８－３．申請書類の様式

審査参加申請書類の様式は以下の通りです。参加表明・一次審査・最終審査の申請においてはそれぞれ下表の○印のついた書類を全て提出してください。この様式については技術公募ホームページからダウンロードすることができます。

審査参加申請書類の様式一覧

様式番号			事項
参加表明	審査時		
○		様式１－１	参加表明書
○		様式１－２	役員名簿
○		様式２－１	公募要項に対する同意書
○		様式２－２	公表に対する同意書
○		様式２－３	試作機を用いた実技に際しての同意書
○		様式３－１	採用枠・審査方法について
○		様式３－２	技術概要
	○	様式３－３	最低要求水準のチェックシート
	○	様式３－４	技術の詳細内容
	○	様式４－１	費用の見積り等　技術・製品開発に要する費用等
	○	様式４－２	〃　設置後 10 年間の総費用
	○	様式５	関連実績
○		様式６	質問書

８－４．申請方法

（１）参加表明

参加者は、まず参加表明書類を提出してください。参加表明書類を提出した上で、審査参加申請書類を提出してください。

参加表明書類提出期間：2021 年 9 月下旬～2021 年 10 月上旬

なお、「９．市から提供する情報」に示す情報の提供については、参加表明書類を提出することが条件になります。

参加表明書類のうち「提案書（様式１－１）」については、記載・押印の上、ＰＤＦファイル化したものを下記の宛先まで電子メールで提出するとともに、その原本を郵送で提出してください。

（２）審査書類

審査参加申請書類の提出締め切りは２０〇〇年〇月〇日必着とします。

「公募要項に対する同意書（様式７）」は記載・押印若しくは署名の上、１部を書面にて提出ください。それ以外の書類については、原則データを入れたＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ等を郵送で提出してください。

なお、その他の記録媒体を使っての提出を希望する場合は、事前に事務局と調整をしてください。

評価の際には提出された電子データを事務局が印刷し、評価員に配布します。

（３）技術公募に関する質問

公募に関する質問については、様式13により受け付けます。質問の提出は、一次審査に関する質問は〇年〇月〇日まで、最終審査に関する質問は〇年〇月〇日までに下記の宛先まで電子メールで提出してください。

回答は、技術公募ホームページに掲載することで行います。

８－５．問い合わせ先及び申請書類の送付先

（申請書類送付先）〒460-0031
愛知県名古屋市中区本丸１番１号
名古屋市観光文化交流局　名古屋城総合事務所　昇降技術公募担当

（メールアドレス）　castle_challenge@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

（技術公募ホームページURL）　https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/

９．市から提供する情報

市は、技術開発の参考となるよう、参加表明書類を提出した参加者に対して、以下の情報を個別に開示します。

- 階段体験館の図面（木造階段詳細図を含む）
- 名古屋城天守閣復元に向けた設計資料
- 木造天守閣の基本設計図（平面図・断面図・立面図）
- 木造天守閣の階段詳細図
- 地上～大天守地下１階までのレベル図
- 名古屋城天守閣整備事業における基本設計図面（ＣＡＤ図面）

※共同事業体を含む応募者及び応募技術開発に関連する者以外の第三者への情報提供を禁止します。

１０．禁止事項等

１０－１．申請書類の虚偽記載の禁止

参加者の申請書類において虚偽の記載が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

１０－２．参加者と評価員及び竹中工務店との事前接触の禁止

参加者は、技術公募の審査に有利になることを目的として評価員及び株式会社竹中工務店と接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

１１．その他

１１－１．使用言語、通貨、時間

（１）使用言語

申請書類は日本語または英語で作成してください。また、選定された場合の事業実施にあたっても、契約候補者が作成する書面は日本語または英語で作成していただきます。

（２）通貨

契約金額の支払いは日本円で行います。

また、費用の見積もり等において、金額は日本円で記載してください。

（３）時間

技術公募における日時は、日本時間を基準とします。「年度」とは、各年の４月から翌年３月までの１年間を指します。

（例：「2020 年度」…2020 年４月１日から 2021 年３月 31 日までの１年間）

１１－２．遵守すべき基準、法令等

技術公募の実施に当たっては、関連の各種法令等を遵守してください。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおりです。

・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
・外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月１日法律第 228 号）
・名古屋市都市景観条例（昭和 59 年条例第 17 号）
・名古屋市都市景観条例施行細則（昭和 59 年３月 31 日規則第 46 号）
・名古屋市景観計画（平成 30 年３月）

１１－３．知的財産権等

知的財産権は、すべて参加者に帰属します。また、著作権等が必要な場合は参加者が取得してください。

１１－４．情報管理

（１）情報管理体制

市は、「名古屋市情報あんしん条例」に基づき、申請情報の管理を行います。但し、下記を除く情報については、管理の責を負いません。

・参加者が秘匿を望む情報
・評価員会の会議における検討情報
・技術相談員会の会議における検討情報
・市の本事業及び本技術公募遂行における検討情報

情報管理体制の一環として、評価員及び技術相談員は技術公募事務に関して、秘密保持の誓約書を取り交わし、守秘義務を負っております。

また、市とワークショップにおける出席者（利用者等）との間にも、秘密保持についての誓約書を取り交わします。また、市と参加者の間には、様式●●の誓約書について秘密保持の誓約を行います。

（２）情報取扱いにおける責任の所在

参加者間での情報漏えいが生じた場合、市は責任を負いません。参加者が自発的に漏らした場合は参加者自身に責任の所在があります。他の参加者の特許など知的財産権を侵害した場合は侵害した参加者に責任の所在があります。

（３）参加者による技術公募参加のＰＲ

参加者が技術公募に参加している旨を外部発信することについての制限はありません。

１１－５．応募に係る費用の負担

技術公募への応募に係る費用は全て参加者の負担とします。

１１－６．技術開発に係る事故の責任

市は技術公募に係る技術開発の一切の事故について責任は負いません。

１１－７．失格事由

以下の事項に該当する場合は審査対象から除外します。その際、選定結果の取り消しや補助金の返却を求める場合があります。

① 申請書の記載内容に明らかに虚偽があった場合
② 審査時点で最低要求水準を満たさなかった場合
③ 提出期限内に必要書類等が提出されなかった場合
④ 著作権等知的財産権の侵害であることが明確となった場合
⑤ 参加者が、契約候補者決定までに評価員に対し技術公募に関連した接触（金銭の支払いその他の便宜供与を含む。）を行った場合
⑥ 「７－２．参加要件」の①～⑨の要件を満たさないことが明らかになった場合
⑦ その他、公募要項等の内容に明らかに違反した場合

１１－８．名古屋城天守閣整備事業

技術公募は、名古屋城天守閣整備事業が前提であり、その進捗状況によっては内容等が変更になることがあります。

１１－９．日本語版公募要項等の優先

公募要項等については日本語版の記載内容を優先します。

別紙一覧

別紙１：名古屋城木造天守閣の昇降技術公募に関する利用者の意見

別紙２：「名古屋城木造天守閣『階段体験館』ステップなごや」の利用及び設備の仕様・諸元等について

別紙３：名古屋城木造天守閣の仕様・諸元等

別紙４：プレゼンテーションによる審査

別紙５：名古屋城郭の諸条件

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募

“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”

要求水準書（案）

2021年○月

名古屋市観光文化交流局

1．要求水準

この要求水準書は、名古屋市が「名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募」への参加者に対して、要求水準を示すものであり、公募要項と一体のものとして位置付けるものです。

参加者は、公募要項を踏まえた上で、以下の要求水準に対応する技術提案をしてください。

但し、以下の要求水準は、最終的な導入時に求められる水準とは異なり、あくまでも審査の時点で求められる水準です。

最低要求水準とは、審査にあたって参加者が全て充足していることを求められる要求水準を指します。最低要求水準を充足していない参加者は審査対象外となります。

加点対象要求水準とは、審査にあたって参加者が充足していれば、審査基準に従い、加点評価を行う要求水準を指します。

なお、この要求水準書において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

１－１．最低要求水準

区　分	内　　容
実現性	1　提案に実現性があること 2　導入後も日本国内に５年間サポートし続けられる体制に関する提案があること 3　ライフサイクルコスト（10 年程度）の抑制が図られていること
法令関係	4　必要な許認可が得られる見込みがあること
安全性	5　自社試験等により安全性が確保される見込みがあること 6　停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること ・火災発生時等に発生する煙を閉鎖すべく各階層に設置される設備に順応した技術であること ・部材等における可燃物の使用が最小限となる見込みがあること（例：直火を利用する設備は設置しないこと） ・稼動させるにあたって原動機を用いる場合、内燃機関及び外燃機関を使用する必要がないこと ・機材運搬時や稼動時の対策が講じられる見込みがあること（例：緊急停止装置　等） ・漏電・ショートによる出火の防止策が講じられていること ・災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されていること（ただし、昇降技術については避難用としての用途は求めない） ・昇降に際して、利用者を収納する形式を採る場合は、閉じ込められないようにする対策が講じられていること ・非常時に外部に知らせる手段があること 7　転倒等することなく昇降できること

区　分	内　　容
価格	8　契約金額が指定する金額以下であること
バリアフリー（有用性）	9　1階までの昇降ができること
史実に忠実	10　柱や梁などの主架構を変更しないこと ・ 床開口の寸法については、主たる梁（2,140mm 角スパン）に鑑み、1,500×1,600(梁の内法有効)を基本とし、変更は原則行わないこと ・ 建造物の傷みを著しく進めないこと。天守閣の床・柱に使用されている木材を保護するカバー等、建造物を傷めない工夫が提案されていること ・ 柱や梁などを損なうものでない限り、垂直昇降機等の設置も可とする（例：天守閣床部分の開口部への設置、レールの支えとなる柱の設置、ボルト・ねじやハーネス等を設定する保護材・補強材等の柱への設置　等） 11　取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること ・ 以下の設置は参加者からの提案がある場合は可とする 例：階段上に着脱可能な段差を解消するための補強材の設置、階段に階段昇降機などが移動するためのレールの設置等）

１－２．加点要求水準

区　分	内　　容
新技術	12　技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること
安全性	13　外部評価等により安全性が確認できる見込みがあること （例：ISO14971、JIS マーク取得、JASPEC、型式適合認定等） 14　総合的に安全性が確実であると認められること
価格	15　契約金額の抑制が工夫されていること 16　維持管理費用の抑制が工夫されていること
実現性	17　体制及びスケジュールにより期限内に昇降技術開発、製造、設置等導入が可能であると見込めること
バリアフリー（有用性）	18　利用対象者の範囲が広いこと ・　車いすの障害者に限らない全ての人（健常者も含む。） （例：内部障害者（人工関節利用など）、膝を痛めている人、高齢者（杖をついているような人）、妊婦、小さな子ども、ストレッチャーを利用している人　等） ・　開発に当たって、利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映していること 19　誰もが簡単に使えること （例：操作方法は既知かそれに準ずるものであること、感覚的に操作が行えること、音声操作等、手を使わずに操作できること、視力の弱い人向けに色や文字の配慮がされていること等） 20　健常者の移動と同じような時間で移動できること 21　多人数による反復した利用が可能であること （例：一度に数十名来場した場合でも対応できること、待ち時間は最小限とすること　等）

区　分	内　　容
	22　健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること 23　天守閣の最上階まで上がれること 24　怖い思いをしないで乗れること （例：落下・転落や、急発進・急停車の恐れがないこと、動き出しの際に何らか合図等があること、機械の動きに体が慣れるまでの配慮があること等） 25　他の人の助けを借りることなく昇降ができること
史実に忠実	26　可能な限り外観や内観をそこなわないこと （例：景色と溶け込むような技術が用いられていること。）
運用	27　導入後の維持管理、サポート体制について、運用と製品改善の仕組みが設けられていること 28　運営時にオペレーターが必要な場合、自動制御モードや安全運転制御等の仕組みが設けられていること
汎用性	29　他の文化財にも転用できること 30　一般の建物にも転用できること
総合	31　各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募

“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”

審査基準（案）

202〇年〇月

名古屋市観光文化交流局

１．審査基準の位置付け

この審査基準は、名古屋市（以下「市」という。）が「名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募」への参加者の提案を評価し、最優秀者を選定するための方法、審査基準等を示したものであり、公募要項と一体のものです。

なお、この審査基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

２．審査の手順

審査の手順は次頁の「全体フローチャート」のとおりです。これは、技術公募期間から実用化期間までの手順を示したものであり、図表中の左囲みの「市」、「評価員」又は「技術相談員」は、手続の実施者を示します。

全体フローチャート　（※点線枠内が審査にかかる手順）

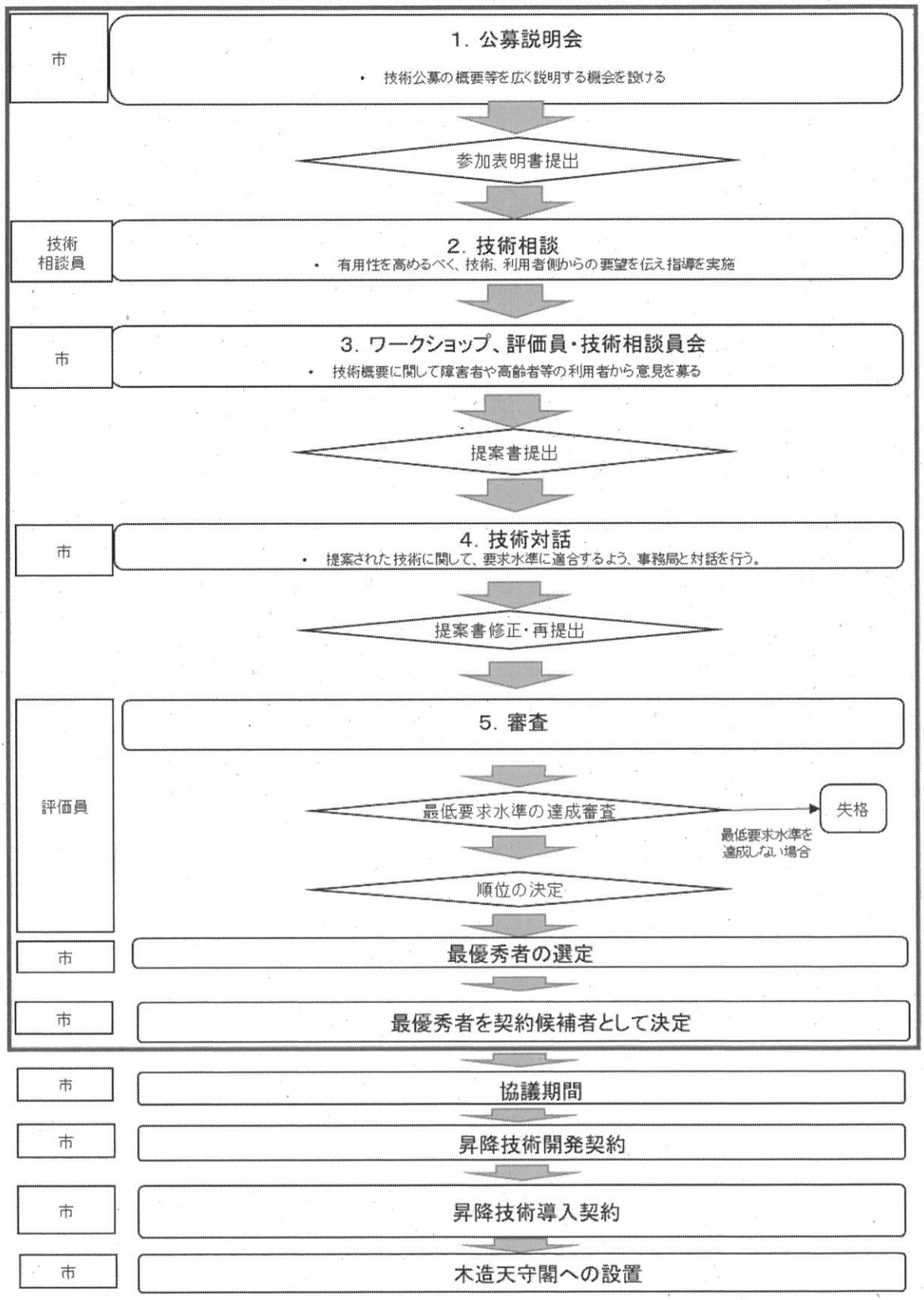

３．審査の項目及び基準

審査基準には最低要求水準と加点要求水準があります。最低要求水準は審査の過程で１項目でも満たされないと評価された場合には、加点要求水準の評価は行いません。加点要求水準については各評価員が項目ごとに５段階で評価し合計点を参加者の点数とします。

３－１．審査基準

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
最低要求水準	実現性	1	提案に実現性があること	✓	・技術の内容、関連する実績、事業計画、開発スケジュールが実現性をもった提案となっているか	書類・プレゼン	３－３
		2	導入後も日本国内に５年間サポートし続けられる体制に関する提案があること	✓	・導入後も日本国内で５年間サポートし続けられる体制が具体的に記載されているか	書類	３－３
		3	ライフサイクルコスト(10 年程度)の抑制が図られていること	✓	・技術の耐用年数が示され、10 年間程度の期間において、ライフサイクルコストの抑制が意識された提案が具体的に記載されているか	書類	３－３
	法令関係	4	必要な許認可が得られる見込みがあること	✓	・必要な許認可について整理されており、実現可能な許認可取得のスケジュールが記載されているか	書類	３－３
	安全性	5	自社検査等により安全性が確保される見込みがあること	✓	・自社検査等により如何に安全性が確保されているか	書類	３－３
		6	停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること	✓	・停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が具体的に記載されているか	書類・プレゼン	３－３
		7	転倒等することなく安全でスムーズに昇降できること	✓	・転倒等することなく安全でスムーズな昇降移動が可能であるか	書類・	３－３

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
						プレゼン	
	価格	8	契約金額が指定する金額以下であること	〃	・契約金額が指定する金額以下であること	書類	3－3
	バリアフリー（有用性）	9	1階までの昇降ができること	〃	・1階まで昇降可能であるか。	書類・プレゼン	3－3
	史実に忠実	10	柱や梁などの主架構を変更しないこと	〃	・天守閣の床・柱に使用されている木材を保護するカバー等、構造物の痛みを著しく進めない工夫や柱、梁を切り欠かない	書類・プレゼン	3－3
		11	取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること	〃	・対象機材の取り外しにより、史実に忠実な状態に戻すことが可能か	書類・プレゼン	3－3
加点要求水準	新技術（計30点）	12	技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること	30点	・革新的な箇所があるか ・その革新性は利用者の利点となるか	書類・プレゼン	3－2
	安全性（計110点）	13	外部評価等により安全性が確認できる見込みがあること	40点	・外部評価等により如何に安全性を確保できる見込みがあるか	書類	3－4－1
		14	総合的に安全性が確実であると認められること	70点	・機械、材料（発がん性物質等）の安全性や構造安全性など総合的に確実であることを確認できるか ・従来の昇降技術に留まらない新たな体験価値を提供できるか	書類・プレゼン	3－4－1

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
	価格 (計 200 点)	15	契約金額の抑制が工夫されていること	100 点	・契約金額の抑制が如何に工夫されているか ・市況との比較検証等により定量的に抑制額が証明されているか ・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う。	書類	３－４－２ ４－１
		16	維持管理費用の抑制が工夫されていること	100 点	・維持管理費用の抑制が如何に工夫されているか ・市況との比較検証等により定量的に抑制額が証明されているか ・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う。	書類	３－４－２ ４－２
	実現性 (計 100 点)	17	体制及びスケジュールにより期限内に昇降技術開発、製造、設置等導入が可能であると見込めること	100 点	・導入期限を守る開発体制となっているか ・期限内に開発、製造、導入が実現可能であることが読み取れるか ・納入後、さらに製品改良の余地が期待される場合は、その旨の記載が実現可能性の論証しつつ記載されているか ・事業計画、体制、資金計画等が示され、事業の継続性への信頼を期待できるか	書類	３－４－３
	バリアフリー (有用性) (計 200 点)	18	利用対象者の範囲が広いこと	20 点	・利用対象者の範囲が広い技術であるか ・開発に当たって利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映しているか	書類・プレゼン	３－４－４
		19	誰もが簡単に使えること	20 点	・独りで簡単に使うことができるか ・簡単な説明を聞くことで使うことができるか	書類・	３－４－４

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
						プレゼン	
		20	健常者の移動と同じような時間で移動できること	20 点	・一般歩行者の歩行速度（0.3m/s）と比較し、同等程度で移動できるものか	書類・プレゼン	3－4－4
		21	多人数による反復した利用が可能であること	20 点	・多人数による反復した利用が可能か	書類・プレゼン	3－4－4
		22	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	20 点	・一般の移動を妨げないと判断できるか、その改善の見込みがあるか	書類・プレゼン	3－4－4
		23	天守閣の最上階まで上がれること	60 点	・最上階まで登れる見込みがあるか（例：階段体験館の踊り場をスムーズに移動できるか、最も高い階層（約 7.5m）以上の階段を昇降することができるか）	書類・プレゼン	3－4－4
		24	怖い思いをしないで乗れること	20 点	・安心感を得られる工夫はされているか	書類・プレゼン	3－4－4
		25	他の人の助けを借りることなく昇降ができること	20 点	・他の人の助けを借りることなく昇降できるか。	書類・プレゼン	3－4－4
	史実に忠実（計 150 点）	26	可能な限り外観や内観をそこなわないこと	150 点	・付加的な機材を装着する場合、木造天守閣への影響が極力抑えられているか	書類・プレゼン	3－4－5

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
					付加的な機材を取り外すことによって原状回復できる見込みがあるか		
	運用 (計 100 点)	27	導入後の維持管理、サポート体制について、運用と製品改善の仕組みが設けられていること	50 点	・維持管理業務の内容、継続的なサポート体制、製品改善の仕組み等が具体的に記載されているか	書類	３－４－６
		28	運営時にオペレーターが必要な場合、自動制御モードや安全運転制御等の仕組みが設けられていること	50 点	・自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、より効率的な運転としたり、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされているか	書類・プレゼン	３－４－６
	汎用性 (計 40 点)	29	他の文化財にも転用できること	20 点	・他の文化財への転用が可能か	書類・プレゼン	３－２
		30	一般の建物にも転用できること	20 点	・一般の建物への転用は可能か	書類・プレゼン	３－２
	総合 (計 70 点)	31	各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること	70 点	・総合的に評価すべき点があるか	書類・プレゼン	全体
	合計			1000 点			

なお、審査における加点対象項目について、具体的な配点の基準の記載がない審査基準の得点は、それぞれの基準ごとに５段階で評価を行うものとし、審査基準ごとに定められる配点に、評価に従う係数を乗じて評価点とします。（端数は小数第２位で四捨五入し小数点第１位までとする。）

評価	評価の考え方	評価点
A	基準を大きく超えて優秀である	配点×１．０
B	基準を超えて優秀である	配点×０．８
C	望ましい基準に達している	配点×０．６
D	最低限の基準には達している	配点×０．４
E	加点評価レベルに達しない	配点×０．０

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募
“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”
様式集（案）

2021年〇月

名古屋市観光文化交流局

様式一覧

○：提出が必要なもの

審査参加申請書類の様式一覧

参加表明	審査時	様式番号	事項
○		様式１―１	参加表明書
○		様式１－２	役員名簿
○		様式２－１	公募要項に対する同意書
○		様式２－２	公表に対する同意書
○		様式２－３	試作機を用いた実技に際しての同意書
○		様式３－１	採用枠・審査方法について
○		様式３－２	技術概要
	○	様式３－３	最低要求水準のチェックシート
	○	様式３－４	技術の詳細内容
	○	様式４－１	費用の見積り等　技術・製品開発に要する費用等
	○	様式４－２	〃　設置後 10 年間の総費用
	○	様式５	関連実績
○		様式６	質問書

（様式１－１）

年　　月　　日

名古屋市長　殿

申請者署名　　印（又は署名）

参加表明書

名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募
“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”

名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募につき、下記のとおり提案します。

※　日本語または英語で記載してください。

年　○月　○日作成

団体名		
国籍 （主たる活動地域）		
代表事業者名		*※ＪＶの場合のみ記載*
代表者 役職・氏名		
連絡先	部署名	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

※必要に応じて記載スペースを変更し、提案書概要（様式 10）の内容および補足する詳細情報をご記入ください。ただし、合計ページ数は 50 ページ内に収めること。

（様式１－２）

１－２　役員名簿

参加者において、会社法第 329 条第１項に定める役員が存在する参加団体（民間企業）及びその他大学、研究機関、個人について、以下の名簿を記入してください。参加者が複数組織からなる場合は、それぞれの組織における該当者を記入してください。

組織名	役員氏名等			性別	生年月日				住所
	役職	漢字	カタカナ		西暦	年	月	日	

（様式２－１）

年　　月　　日

名古屋市長　殿

申請者署名　　印（又は署名）

公募要項に対する同意書

公募要項の記載事項に関し、以下の同意事項を同意頂ける場合は署名してください。
※　日本語または英語で記載してください。

年　　月　　日

名古屋市長殿

「名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募　公募要項」に関して、以下の通り同意します。

１．対象

・「名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募　公募要項」における記載事項

２．同意事項

・名古屋市の情報管理体制
・情報漏えい時における責任の所在
・反社会的勢力とのつながりがないこと
・「最優秀者」として選定され、「契約候補者」を経て、名古屋市と契約に向けた基本協定を結んだ者については、名古屋市側の都合による場合を除いては、必ず名古屋市と昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結すること

参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（署名）

（様式２－２）

公表に対する同意書

様式３－２技術概要の情報及び、最優秀者選定後の技術の概要の公表に関し、同意頂ける場合は下記に署名してください。

※　日本語または英語で記載してください。

名古屋市長　殿

年　　月　　日をもって

全ての参加者において、「様式３－２　技術概要」の情報について、
基本的には公開される点、
及び、
審査の結果採用された技術については、
将来、特許取得などに係る技術などを除き、基本的には公開される点について、
同意します。

参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（署名）

（様式２－３）

試作機を用いた実技に際しての同意書

「階段体験館」における、試作機等を用いた実験及び映像撮影時の安全性の取り扱いに関し、同意頂ける場合は下記に署名してください。

※　日本語または英語で記載してください。

名古屋市長　殿

年　　月　　日をもって

ステップ名古屋における試作機を用いた実験及び映像撮影等に際しては、
本公募における、自らの試作機により引き起こされうる、
もしくは被りうる危険に対して、十全な想定を行い、臨む点、
名古屋市からの実技に際しての安全性確保のための指示事項に従う点、
また、自らの試作機により引き起こされた、もしくは被った被害について、
日本国の法律に従い、責任を負う点、について、
同意します。

参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（署名）

（様式３－１）

３－１　採用枠・審査方法について

（１）応募する採用枠、技術開発・製品開発対象の特徴などについて記載してください。

① 下記より、応募する採用枠を〇で囲んでください。

１　階段を昇降する技術	２　１階ごとに垂直昇降する技術	３　地上から１階以上に直接入場する技術

（２）審査に関する情報について、以下に回答してください。

① 対面によるプレゼンテーションとオンラインによるプレゼンテーションのいずれかを選択して〇で囲んでください。

１　対面によるプレゼンテーション	２　オンラインによるプレゼンテーション

※ オンラインによるプレゼンテーションの場合、ウェブ会議システム「zoom」による接続を原則とします。

※ 事務局側の通信環境の構築には万全を期しますが、万が一プレゼンテーション時に通信が乱れ、プレゼンテーションの内容に影響が出た場合も名古屋市は一切責任をとることはできないこと、ご了承ください。

② プレゼンテーション審査の際に利用する資料、（ｉ）～（iii）のうち、希望する形式を〇で囲んでください。

プレゼンテーション時に利用する参考資料	（１）.紙・パネル等 の事前送付 （２）動画ファイル等の事前送付 （３）.オンラインウェブサービスの画面共有等

③ 特に、（２）を選択した方について、映像等を送受信するデバイス・アプリの有無について回答ください。

映像等のやり取りをするための映像送受信用機器・デバイス・アプリの有無	※

④ プレゼンテーション審査の実施希望日

評価の実施希望日 2022 年〇月〇日～〇月〇日のうち 3 つ程度候補日を挙げてください。	※希望日はできる限り広くご提示ください。日程調整が合わない場合、評価方法の調整が行われることがあります。

⑤ 階段体験館の利用意向について

プレゼンテーションの際に利用する補足資料について、階段体験館（ステップ名古屋）を利用して写真・動画等を撮影することができます。また、階段等の仕様の確認のため、見学も可能です。階段体験館を利用する意向について回答してください。「（１）意向あり」と回答いただいた応募者については、後日事務局より日程調整のご連絡を差し上げます。

1　ステップ名古屋の利用意向あり	2　ステップ名古屋の利用意向なし

⑥　階段体験館の利用目的について

「1　ステップ名古屋の利用意向あり」と回答した方について、どのような目的で利用するかを以下から選択してください。

1　写真・動画等の撮影、参考資料作成のため	2　階段等の仕様の確認のため

３－２　技術概要（最大枚数：A４×１枚））

開発を行う技術・製品概要について記載してください。製品の特長やイメージを評価員がつかめるよう、簡潔かつ分かりやすい内容を求めます。様式内の「備考」は、本様式作成時には削除して構いません。

（備考）

※　審査基準において記載した加点要求水準における「新技術」（技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること）及び「汎用性」（他の文化財にも転用できること、一般の建物にも転用できること）についても特に記載してください。

※対象とする障害の程度や介助者の有無について記載ください。

参考　想定する障害の程度の記載例

- *つたい歩きを含めた歩行全て、立位の保持、立ち上がること全てができず、車いすを使用することが多い者。*
- *車いすの使用が必要であるが、直立の保持はできず、手すりなどがあればつたい歩きが可能である者。*
- *10m 以内であれば手すりがなくとも歩行が可能である。ただしまっすぐに歩くといった直線歩行の機能や座った状態から立ち上がるなどの筋力の必要な動作ができない。*
- *直線歩行ができず、立ち座り動作に困難があり手すりなどの補助が必要であるが、車いすには依存せずに歩行が可能となる。*
- *立ち座り動作も自力でき、歩行もできるが、直線歩行ができず、しゃがんで立ち上がるという大きな脚力を必要とする動作ができない。*
- *しゃがんで立ち上がるという大きな筋力を必要とする動作以外は、通常の歩行ができる。*

※準備する実証環境について特に記載してください。（ステップ名古屋による実証行う場合はその旨を記載。）

※　日本語または英語にて記載ください。公開可能な情報を記載ください。

（様式３－３）

３－３　最低要求水準チェックシート

要求水準書に記載した最低要求水準について、満足しているか確認し、満足している場合は確認欄に「○」を記載下さい。最低要求水準を満足していない場合、失格となります。

区分	番号	内容	確認
実現性	1	提案に実現性があること	
	2	導入後も日本国内に５年間サポートし続けられる体制に関する提案があること	
	3	ライフサイクルコスト（10 年程度）の抑制が図られていること	
法令関係	4	必要な許認可が得られる見込みがあること	
安全性	5	自社試験等により安全性が確保される見込みがあること	
	6	停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること	
	7	転倒等することなく安全でスムーズに昇降できること	
価格	8	契約金額が指定する金額以下であること	
バリアフリー（有用性）	9	１階までの昇降ができること	
史実に忠実	10	柱や梁などの主架構を変更しないこと	
	11	取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること	

３－４－１　技術の詳細内容（安全性）

開発を行う技術・製品の安全性について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×１枚）

- 利用者の安全性を確保するための工夫について
- 安全性を外部評価等により確認する手段・見込みがある場合については、取得までの手順や方法について
- 従来の昇降技術に留まらない新たな体験価値を提供できることについて

３－４－２　技術の詳細内容（価格）

開発を行う技術・製品の契約金額及び維持管理費用の抑制の工夫について記載してください。（最大枚数：Ａ４×２枚）

３－４－３　技術の詳細内容（実現性）

開発を行う技術・製品の実現性について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×３枚）

- 工程表に基づき事業期間内に開発、製造、導入が実現可能であることについて
- 開発・導入それぞれにおける事業体制、主要な職員とその実績・経歴について
- 導入までの資金調達計画について

３－４－４　技術の詳細内容（バリアフリー）

開発を行う技術・製品のバリアフリー性能について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：A４×４枚）

- 具体的な技術・製品の利用方法・手順について
- 利用対象者の想定及び移動できる階の想定について
- 移動速度、移動人数について
- だれもが安全で快適に利用できるようにする工夫について

３－４－５　技術の詳細内容（史実に忠実）

開発を行う技術・製品を史実に忠実な形で設置するための工夫について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×１枚）

・　外観や内観をそこなわない工夫について

３－４－６　技術の詳細内容（運用）

開発を行う技術・製品の運用における工夫について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：A４×２枚）

- 導入後の運用方法、維持管理・サポート体制について
- 導入後のモニタリングの方法、製品改善・改良の仕組みについて

（様式４－１）

４－１　技術・製品開発に要する費用等

技術・製品開発に要する費用等について、一次審査、最終審査、実用品開発の各段階で発生する金額について次頁（１）、（２）－１、（２）－２、（２）－３に記入ください。（１）は（２）１、２、３の各期間の金額の合計となります。

※　費用項目は、「機械装置等」、「人件費」、「労務費」、「消耗品費」、「旅費」、「外注費」、「諸経費」、「委託費・協同研究費」を想定しています。

※また、技術の導入に必要な許認可等に係る費用は「許認可取得費用」製品の搬送にかかる費用は「製品搬送費用」として「諸経費」の内訳として記載してください。なるべく詳細に記載してください。ただし、あくまでその時点で算出可能な概算で構いません。

※　（１）、（２）－１、（２）－２、（２）－３における期間の支出と収入が対応するような形式で示してください。

※　通貨単位は日本円で記載してください。外貨をもとに換算した場合は、為替レートは公募要項に示すものを使用してください。

（１）実用化（技術が実際に木造天守閣に設置されること）までの総費用

（円）

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	
		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（２）－１　審査期間までの費用

（円）

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	

		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（２）－２　協議期間までの費用

（円）

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	
		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（２）—３　実用化期間の費用の見込み

（円）

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	
		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（様式４－２）

４－２　設置後 10 年間の総費用

技術の耐用年数を示すとともに、設置後 10 年間の総費用(設置費用、維持管理費用、交換費用(階数を含む)の見込みを示してください。費用項目に不足がある場合には適宜追加の上で記載をしてください。

技術の耐用年数、製品買取後、天守閣設置後 10 年間程度の総費用について

技術の耐用年数　　年　　ヶ月

費用項目	金額　等
設置後 10 年間の総費用(①＋②＋③)	円
内訳	
初期設置費用(①)	①　　円
維持管理費用(②) ※10 年間全体の費用を示すとともに、旧製品から新製品に交換するまでの期間の維持管理費用を記載すること ※参考情報として、 ・旧製品から新製品に交換する間の維持管理費用 ・交換が必要な部品名称（交換頻度含む） ・点検費用（点検頻度含む） も記載すること。適宜行は増やして構わない。	10 年間全体の維持管理費用 ②　　円 （参考情報） 旧製品から新製品に交換する間の維持管理費用 円 交換が必要な部品名称：　　円/回 ※交換頻度（　　） 点検費用　　円/回 ※点検頻度（　　）
交換・取替費用(③) ※設置後 10 年間で何度交換が必要か、また交換・取替工事に必要な期間も示すこと。	③　　円 （参考情報） ※　交換・取替工事が必要な回数　　回 ※　交換・取替工事に必要な期間　　ヶ月

10 年間のスケジュール

	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年	2034 年	2035 年	2036 年

（様式５）

５　関連実績

・技術公募に関連のある貴社の技術開発・製品開発の実績について記載してください。

※　実施した場所、時期、成果等を含め記載してください。

※　必要に応じて、参考となる図表や写真等を添付してください。

※　枚数は必要に応じて適宜増やしてください。

年	内容

令和３年６月30日

名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する
評価員・技術相談員会（(第３回）シナリオ案

■ 評価員・技術相談員会（第３回）の狙い

名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募の再開に至った経緯及び技術開発全体の枠組みを理解いただきつつ、公募スキームの変更ポイントの説明を中心に、公募資料について理解いただく。

公募資料のうち、評価員がかかわる要求水準・審査基準及び審査や２次募集の審査、技術相談員がかかわる要項内の技術相談やについてはもちろん、それぞれが、間接的に関わる技術対話、全体について幅広くご意見いただく。（それをもとに、最終化する）

■ 日時、場所

７月上旬日（ｘ）ｘｘ時００分～ｘｘ時００分

名古屋城木造天守閣「階段体験館」ステップなごや　中区三の丸一丁目２番６号（金シャチ横丁 義直ゾーンの南側）

■ 形式

口の字型のラウンドテーブルにて実施する。新型感染症対策のため、席は１つ飛ばしで配置、事務局はマスク着用、アルコール消毒設置、外気との換気、１時間ごとに５分小休憩の対応をとる。

■ 参加者に期待する役割

上記狙いの達成を目指し、当日の参加者に期待する役割は以下を想定している。

参加者		氏名	期待する役割
評価員	一般社団法人バリアフリー総合研究所 代表理事	阿部　一雄氏	・建築・バリアフリーを専門分野とする見地から評価に関与 ・車椅子利用者及び建築家の視点
	名古屋工業大学名誉教授 名古屋市文化財調査委員会委員 （建造・町並み部会 部会長）	河田　克博氏	・建築史・意匠を専門分野とする見地から評価に関与
	アゼリーグループウェブマスター アクセシブル・ジャパン運営者	ｸﾞﾘｽﾞﾃﾞｨﾙ・ﾊﾞﾘｰｼﾞｮｼｭｱ氏	・インバウンド・利用者を専門分野とする見地から評価に関与 ・車椅子利用者及びｱｸｾｼﾞﾌﾞﾙ・ｲﾝﾊﾞｳﾝﾄﾞﾂｰﾘｽﾞﾑのサイト運営者の視点
	名古屋工業大学特任教授 技術士（情報工学部門） ごきそ技術士会会長	田中　秀和氏	・機械工学を専門分野とする見地から評価に関与
	名城大学理工学部機械工学科　准教授 元国立障害者リハビリテーションセンター研究所　研究員	塚田　敦史氏	・福祉機器の開発等研究を専門分野とする見地から評価に関与
	ボーダレス・プランニング株式会社 代表取締役	山本　辰久氏	・経営を専門分野とする見地から評価に関与
技術相談員	ＡｉＶＩＥＷ 代表 技術士（情報工学部門）	石川　英司氏	・ＩＣＴ技術・利用者を専門分野とする見地から技術相談に関与 ・元車椅子利用者及び技術者の視点
	ごきそ技術士会 技術士（電気電子部門／総合技術監理部門）、 日本技術士会中部本部倫理委員会委員	鈴木　克彦氏	・総合技術監理を専門分野とする見地から技術相談に関与
	名古屋工業大学大学院　教授	麓 和善氏	・文化財保存活用を専門分野とする見地から技術相談に関与
	名古屋大学大学院工学研究科　教授	山田　陽滋氏	・機械安全・ロボティクスを専門分野とする見地から技術相談に関与
事務局	名古屋城総合事務所	・本公募の取組内容の説明 ・参加者からの質疑応答対応 ・謝金対応	
	日本総合研究所	・司会、運営の支援	

■ 事務局側参加者詳細

- 名古屋城総合事務所：梅田主幹、高橋主幹、金子主査、早川技師、坂田技師、石川技師＋佐治所長
- 日本総研：[redacted]

■ 備品

掲示用資料：※会場は音が響く空間のため、マイクは不要、紙媒体（資料はオンライン参加者向けに事前送付）

配布用資料：次第、(資料1)公募要項（案）、(資料2)公募資料（要求水準書（案）、審査基準（案）、様式集（案）、(資料3)事務取扱要領、（資料4)秘密保持に関する基本協定書、(参考1)再開に至るまでの経緯、(参考2)事業概要書

名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する
評価員・技術相談員会（第３回）
進行台本　7月xx日（ｘ）用　※仮に14時スタートに設定

2021-6-30版

時間	発言者	進　行　内　容
13:57 ※開始2、3分前から話始める	JRI 3min	（スタッフは録音用ICレコーダーを５分前から回しておく） 【１．開会・挨拶】 ＜事務局：開会①＞ 本日は名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する評価員・技術相談員会（第３回）にご参加いただき、誠にありがとうございます。 私は本事業事務局の株式会社日本総合研究所 [redacted]です。 会場使用について、諸注意事項を申し上げます。 会場は原則、飲食禁止ですが、飲み物については見学いただいていた階段模型以外の場所でしたら可能です。お手洗いはバリアフリー対応なものが本施設内にございますので、そちらをご利用ください。 また、新型感染症対策のため、席は１つ間をあけ、事務局はマスク着用、換気を行い、１時間ごとに５分程度の小休憩を挟む点、ご了承ください。 それでは、はじめに佐治　名古屋城総合事務所所長よりご挨拶致します。佐治所長、よろしくお願いします。
14:00- 14:05	佐治様 5min	【１．開会・挨拶】 ＜名古屋城総合事務所所長：挨拶＞ ～あいさつ文は名古屋市準備～ ※所長の時間次第で、あいさつについては梅田主幹からとする場合あり。
14:05- 14:05	JRI	それでは、続きまして「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募」に進みます。 本取組について名古屋城総合事務所保存整備室の梅田主幹からご説明いたします。梅田主幹、どうぞよろしくお願い致します。
14:05- 14:35	梅田様 30min	【２．名古屋城木造天守閣に関する昇降新技術公募の説明（全体説明）】 （１）（参考1）再開に至るまでの経緯、（参考2）事業概要書で技術開発全体の枠組みについて説明したうえで、（資料1）公募要項について変更ポイントについて説明 ＜名古屋城総合事務所：再開に至るまでの経緯について参考資料を参照しつつ説明したうえで、公募スキームについては要項を用いて全体説明＞
14:35- 15:05	JRI 30min	【３．意見交換】 それでは、ただ今の説明につきまして質問、ご意見ある方は挙手をお願い致します。 ＜名古屋城総合事務所：参加者からの質問については、回答＞ 他にご意見ある方は挙手をお願い致します。 （なければ） 皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

15:05- 15:10	JRI 5min	【4．小休憩】 それでは、意見交換に入るまえに、５分間の小休憩を挟みます。 15時10分から再開致します。
15:10- 15:30	梅田様 20min	【5．名古屋城木造天守閣に関する昇降新技術公募の説明（各資料説明）】 （2）（資料2）要求水準、審査基準、様式集、補助金交付要綱について説明 ＜名古屋城総合事務所：評価員による評価が求められる要求水準書や審査基準や様式集、補助金交付要綱について説明を行う。＞
15:30- 15:50	JRI 20min	【6．意見交換】 それでは、ただ今の説明につきまして質問、ご意見ある方は挙手をお願い致します。 ＜名古屋城総合事務所：参加者からの質問については、回答＞ 他にご意見ある方は挙手をお願い致します。 （なければ） 皆様、貴重なご意見ありがとうございました。
15:50- 15:55	JRI 5min	【7．意見交換（全体通して）】 それでは、全体を通して質問、ご意見ある方は挙手をお願い致します。 ＜名古屋城総合事務所：参加者からの質問については、回答＞ 他にご意見ある方は挙手をお願い致します。（2～3問程度） （なければ） 皆様、貴重なご意見ありがとうございました。
15:55- 16:00	梅田様 2min ※3minは バッファ	【8．クロージング】 ＜事務局：名古屋城総合事務所　挨拶までのリード＞ 最後に名古屋城総合事務所　梅田主幹より、ご挨拶を致します。 梅田主幹、宜しくお願いします。
16:00	JRI	【8．クロージング】 本日はありがとうございました。お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。 ～事務局は終了後に、対面の出席者から秘密保持に関する確認書を回収する～

以上

名古屋城_制作スケジュール

2021/6/25版

			日本総合研究所 様	mmj	備考
7月	1	木		絵コンテ作成 / イラスト作成	
	2	金			
	3	土			
	4	日			
	5	月			
	6	火			
	7	水			
	8	木		絵コンテ初稿提出	
	9	金	絵コンテ初稿ご確認／お戻し		
	10	土			
	11	日			
	12	月	絵コンテ初稿ご確認／お戻し		
	13	火			
	14	水		絵コンテ作成	
	15	木			
	16	金			
	17	土			
	18	日			
	19	月		絵コンテ初稿提出	
	20	火	絵コンテ初稿ご確認		
	21	水	映像構成FIX		
	22	木			
	23	金			
	24	土			
	25	日			
	26	月		映像初稿 / 翻訳	
	27	火			
	28	水			
	29	木			
	30	金		翻訳提出	
	31	土			
8月	1	日		英語イラスト作成	
	2	月			
	3	火			
	4	水		映像初稿提出	
	5	木	映像初稿ご確認／お戻し		
	6	金			
	7	土		映像2稿	
	8	日			
	9	月			
	10	火			
	11	水			
	12	木		映像二稿提出	
	13	金	映像二稿ご確認／お戻し		
	14	土			
	15	日			
	16	月	映像二稿ご確認／お戻し		※テロップ等含めすべての修正リクエストメ切
	17	火		映像最終稿	
	18	水			
	19	木			
	20	金		映像最終稿提出	
	21	土			
	22	日			
	23	月	映像最終ご確認		
	24	火	ナレーション収録日		
	25	水	映像最終ご確認・FIX		
	26	木			※すべての修正が完了していることをご確認ください。
	27	金	完パケデータ納品		
	28	土			
	29	日			
	30	月			
	31	火			